

天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」  
保存管理計画報告書

2005年3月  
新潟市教育委員会

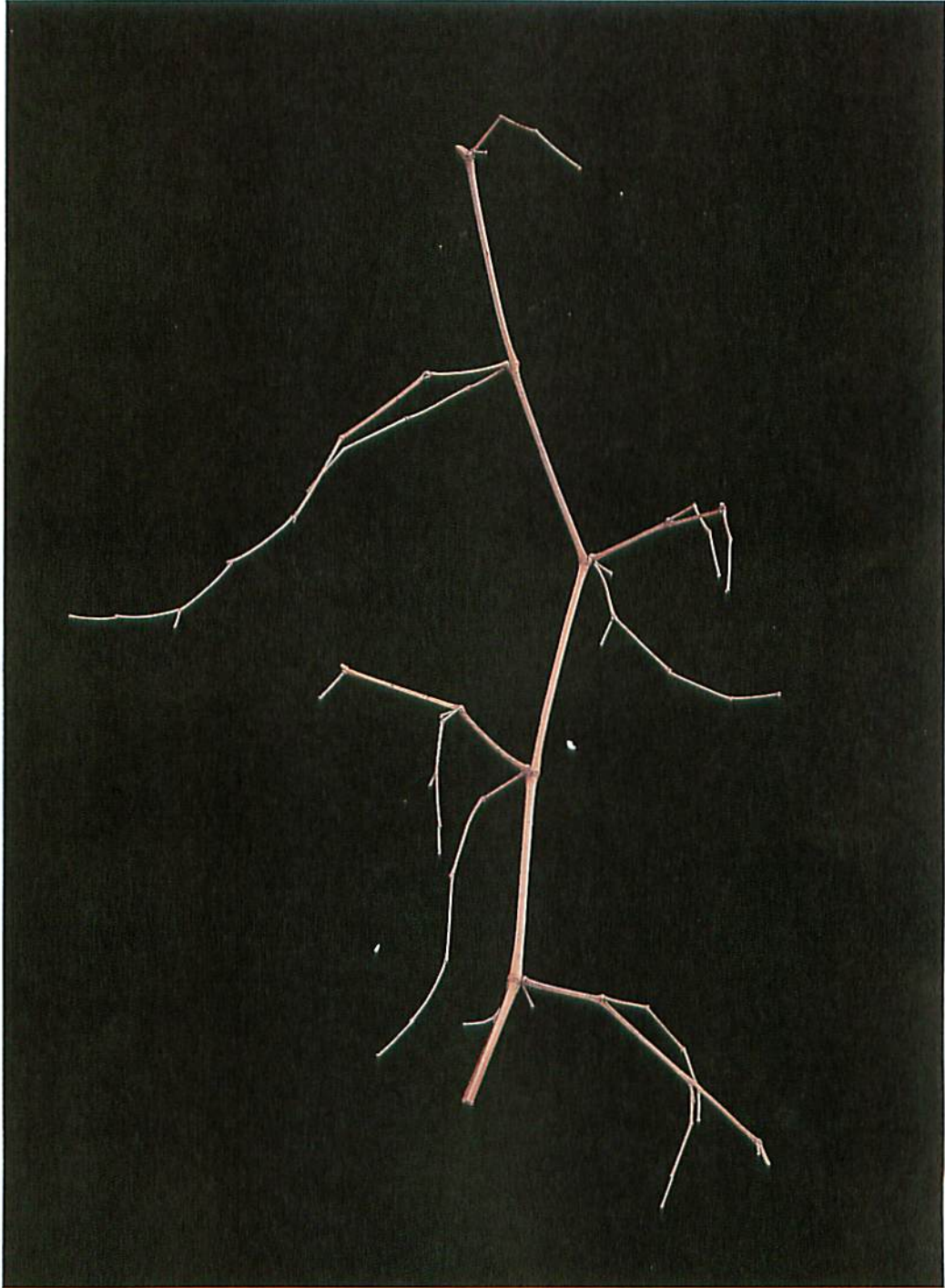


現在の天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」

(平成15年8月撮影)



天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」  
(昭和22年9月撮影)



逆ダケ



鳥屋野逆ダケの藪



石碑と逆ダケの藪

## 序

天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」は、鎌倉時代初期に越後国へ配流された浄土真宗の開祖・親鸞聖人が自らの教えが広まらないことを嘆き、持っていた竹の杖を逆さに挿したところ、逆さに枝葉が付く竹になって根付いたという伝説に由来する藪です。

この藪は、親鸞聖人の靈験を示す「七不思議」の一つとして信仰を集めてきました。そして、大正11年には貴重な奇態植物として、国の天然記念物に指定されました。その後、社会状況の変化により、西方寺を中心とした従来のような管理を続けることが困難になり、この藪が周辺環境を悪化させる事態にいたりしました。

こうした状況を解決し、「鳥屋野逆ダケの藪」を市民に愛される貴重な文化財として保護していくため、新潟市教育委員会では文化庁、新潟県教育委員会の指導の下、所有者、学識経験者、地元代表者で「天然記念物保存管理計画策定委員会」を組織し、計画策定に向けた調査検討を進めてきました。

その結果、このたび、保存管理計画を策定し、本報告書としてまとめることができました。

今後は、この計画に基づき、「鳥屋野逆ダケの藪」を文化財として適正に保存管理していくとともに、その価値を損なうことなく、整備・活用を図っていきたいと思います。

最後に、この計画策定にあたり尽力くださいました天然記念物保存管理計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、文化庁記念物課、新潟県教育委員会文化行政課の皆さまに、厚くお礼申し上げます。序といたします。

平成17年3月

新潟市教育委員会教育長 堀川 武

## 「鳥屋野逆ダケの藪」保存管理計画策定にあたって

越後七不思議の一つ、親鸞にまつわる奇態植物をもって、大正11年、天然記念物に指定された「鳥屋野逆ダケの藪」は、「竹になりたや 人に拝まれ 後生になれ」と盆踊り唄にも歌いつがれたように、中世の聖地としても多くの信仰をあつめ、所有者西方寺及びその檀家の人々により長い間良好な状態で保存継承されてきた。

ところが、この藪が今日みるような危険状況に立ち至ったのは戦後まもない頃のことである。疲弊した世相の中にあつて、信仰心の衰退もさることながら、適宜間引かれていた竹の需要もなくなり、経済的面的においても、約3000坪にもおよぶ広大な指定地は、所有者の管理能力の限界をこえていたのである。さらに、これに拍車をかけたのは、昭和30年代半ばから起こった高度経済成長の波で、それによる藪周辺の宅地化は、藪保存のために多くの問題を惹起した。その一つに、サギ等鳥類の営巣による悪臭・騒音、毒蛾等の発生に伴う地域住民の苦情などがあり、また地元からは、治安・防災上の不安からくる環境改善の陳情も度々行われたという。所有者西方寺が、「指定地の指定解除もしくは公有地化、あるいは市による管理」を希望してきたのもこの頃である。この間、市は国・県の助成を受け、再三にわたる竹林改良、道路整備、フェンス設置等の整備事業（昭和44、48年）専門家による現状調査（平成5、10年）や鳥害対策のための藪の清掃及び機器の設置、藪パトロール（平成11～13年）などを実施してきたが、藪の保存管理をめぐる長い間の確執は必ずしも氷解したわけではなかった。

しかし、これがようやく新たな段階へと踏み出したのは平成14年のことであつたと聞く。それは、所有者、市、県の三者が協議し、指定文化財の本来の価値を取り戻すため、藪の維持管理・保存整備のための基本方針を策定することが急務であるという結論に達したからである。

かくて平成15年、文化庁の了承を得て、所有者、行政、専門家による「天然記念物保存管理計画策定委員会」が発足した。

委員会は、平成15、16年度の2か年で都合7回開かれた。第1回目は、委員の紹介に引き続き、委員会設置の経緯と目的についての説明、藪の近年の状況説明の後、現地視察。2回目は、植物学、歴史学専門の策定委員会委員による調査結果報告の後、これらを中心に、逆ダケの藪の価値の確認と整備上の問題点が審議され、3回目は、整備の方法及び保存管理、活用についての問題点や基本的方向が検討された。

第4回、5回は、平成16年度に入ってからである。これまで、調査・検討を試みてきた逆ダケ調査のための調査区や管理のための園路及び緩衝地帯、活用のための駐車場等を中心に再度検討し、基本方向が検討された。

第6回目は、保存管理計画（案）についての内容を確認するとともに、執筆分担を決定する。また、本事業を実施するにあたり、藪所有者である西方寺の申し出もあり、将来の公有化を念頭において、新潟市が事業主体となることで委員会の意見が方向づけられる。

最終の委員会は、平成16年12月13日に開催され、「保存管理計画策定報告書」の内容が検討され、決定をみた。

終わりにあたり、ご多忙中にもかかわらず2年間終始変わらず真摯に調査や検討に加わっていただき、貴重なご意見をたまわりました。文化庁や新潟県をはじめ、委員の皆様にご心より謝意を表するとともに、これがこれからの保護と活用に役立てば幸いです。

平成17年3月

天然記念物保存管理計画策定委員会  
委員長 近藤 忠造

序 .....	新潟市教育委員会教育長	堀川 武
「鳥屋野逆ダケの藪」保存管理計画策定にあたって .....	天然記念物保存管理計画策定委員会委員長	近藤 忠造
例 言		

## 目 次

第1章 天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」の概要 .....	1
第2章 保存管理計画の策定経過	
第1節 これまでの経緯.....	2
第2節 保存管理計画の策定.....	2
第3節 保存管理計画策定委員会の組織.....	2
第4節 保存管理計画策定委員会の会議等.....	3
第3章 「鳥屋野逆ダケの藪」の特性と現状	
第1節 植物学上の特性と逆ダケ群落の現状.....	7
第1項 逆ダケの特性.....	7
第2項 過去の調査履歴.....	7
第3項 逆ダケの藪の現状（2003・2004年度調査） .....	17
第2節 歴史的観点から見た逆ダケの藪.....	34
第1項 はじめに.....	34
第2項 「二十四輩順拝図会」の「逆ダケの藪」 .....	35
第3項 「逆ダケ」の旧蹟寺院 .....	38
第4項 「逆ダケ」の伝承の成立 .....	40
第5項 江戸時代の巡拝.....	41
第6項 おわりに.....	44
第4章 保存管理計画	
第1節 現状と保存管理計画の必要性	
第1項 現 状.....	47
第2項 保存管理計画の必要性.....	49
第2節 保存管理計画の基本方針.....	50
第3節 区域設定と管理方法.....	50
第1項 区域設定.....	50
第2項 保存管理計画.....	50



第3項 保存管理計画の取り扱い	52
第4節 管理体制	52
第5節 活用	53
付記 計画達成に必要な行政措置	54
天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」整備計画図	56
第5章 管理手法の確立に向けて	
第1節 調査・観察の必要性	57
第2節 調査・観察内容	57
第3節 実施体制	59
<参考資料>	
・ 文化財保護法（抄）	60

## 例 言

- 1 本書は、天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」の保存管理計画についての報告書である。
- 2 この保存管理計画は、平成15年度、16年度の2か年にわたり、国庫補助事業として新潟市教育委員会が策定した。
- 3 保存管理計画の策定のため有識者及び関係者からなる天然記念物保存管理計画策定委員会（以下、策定委員会と記す）を組織し、教育委員会の事務の一部を補助執行している新潟市総務局国際文化部歴史文化課がその事務局を担当した。
- 4 逆ダケの藪の現況調査は、策定委員会委員のほかに、新潟大学学生の協力を得て実施した。
- 5 現地測量調査は、株式会社ナカノアイシステムに委託して実施した。
- 6 本書の編集は、策定委員会における審議を基に、文化庁および新潟県教育委員会の指導を受けて、新潟市総務局国際文化部歴史文化課が行った。
- 7 第3章第1節は、策定委員会委員の石澤進氏と蒔田明史氏が執筆し、第2節は同委員の田子了祐氏が執筆した。

# 第1章 天然記念物「鳥屋野<sup>とやのさかさ</sup>逆ダケの藪」の概要

## 1 鳥屋野逆ダケの藪の概要

「鳥屋野逆ダケの藪」は、承元元（1207）年に越後に配流された親鸞が、一時滞在・布教したと伝えられる鳥屋野の旧跡の地にある。この竹藪はハチクの藪で、その中に「逆ダケ」と呼ばれるものが少数生えている。「逆ダケ」には、親鸞が鳥屋野での布教の際、持っていた竹の杖を地面に挿したところ、根付いて枝葉が逆さに生えたという伝説がある。古来「越後の七不思議」、「親鸞の七不思議」の一つとして知られてきた。

「逆ダケ」はハチクの畸態（奇態）で、枝が枝垂れ状となり、下方に屈曲するものである。その屈曲の度合いはさまざまである。貴重な畸態植物を生ずる竹藪として国の文化財に指定されている。

2 指定年月日 大正11（1922）年10月12日（内務省告示第270号）

3 種別 天然記念物

4 名称 鳥屋野逆ダケの藪

### 5 指定内容

#### (1) 説明

はちくノ竹藪ノ稈ヨリ出タル枝カ往々下方ニ屈曲スルヲ特徴トス竹類ニ現ハレタル枝垂ノ畸態トシテ珍稀ナルモノニ属ス

#### (2) 指定ノ事由

保存要目天然記念物中植物ニ関スル部第四ニ依ル

#### (3) 保存ノ要件

公益上必要止ムヲ得サル場合ノ外現状ノ変更ヲ許可セサルコトヲ要ス

6 所在地 指定時：新潟県中蒲原郡鳥屋野村大字鳥屋野字旧跡浦1564番地

現在：新潟県新潟市鳥屋野1丁目1564番地2，同番地3

（住居表示上は、鳥屋野1丁目30番の一部）

7 面積 8,495平方メートル

8 所有者 北園隆昌氏（西方寺元住職）

北園正利氏（西方寺現住職）

## 第2章 保存管理計画の策定経過

### 第1節 これまでの経緯

「鳥屋野逆ダケの藪」は、江戸時代から西方寺とその檀家及び信徒の手により保護されてきた。周辺は昭和30年以前は水田・畑地であったが、40年代以降急速に宅地化が進み、周辺一帯は住宅地になった。また、逆ダケの藪を手入れしてきた者の後継者も減ったため、藪の十分な管理ができなくなり、藪から発生する害虫等が周辺住民に悪影響を与えるようになった。そのため、昭和44年度に、所有者が国・県・市の補助金を受けて、竹藪の中に管理道路の設置等を行った。48年度には、「天然記念物旧跡鳥屋野逆竹藪保存会」が国・県・市の補助金を受けて、フェンスの設置や管理道路の再整備等を行った。

しかし、これらは一過的な整備事業となり、長期的な管理体制を含んだ事業ではなかった。そのため、平成元年前後から再び害虫・野鳥による被害や苦情が、西方寺・新潟市に寄せられるようになった。

### 第2節 保存管理計画の策定

鳥屋野逆ダケの藪の自然を保護し、市街地の中で貴重な天然記念物が活かされるためには、長期的、具体的な保存管理計画が必要なことから、新潟市は、所有者・地元関係者・文化庁・新潟県教育委員会と協議してきた。その結果、文化庁の補助事業として平成15年度と16年度の2か年で、新潟市教育委員会が保存管理計画を策定することになった。事業費は、表1のとおりである。

表1 事業費 (単位：千円)

年 度	事 業 費	うち国庫補助金	うち市費
平成15年度	2,000	1,000	1,000
平成16年度	2,000	1,000	1,000
合 計	4,000	2,000	2,000

### 第3節 保存管理計画策定委員会の組織

保存管理計画を策定するため、所有者、学識経験者、地元代表者からなる天然記念物保存管理計画策定委員会（表2）を設置した。策定委員会の一部委員には、「鳥屋野逆ダケの藪」の植生、歴史についての専門的な調査も依頼した。

また、文化庁文化財部記念物課調査官本間暁氏には、当該物件を国の天然記念物に指定している文化庁の立場から、指導助言をいただいた。新潟県教育委員会文化行政課主任調査員小島大介氏からは、策定委員会の会議などにおいて助言をいただいた。

表2 天然記念物保存管理計画策定委員会委員

役 職	氏 名	所 属
委員長	近 藤 忠 造	新潟市文化財保護審議会会長
副委員長	石 澤 進	新潟市文化財保護審議会副会長（記念物[植物]担当）
委 員	川 上 春 樹	西方寺檀家代表（途中辞任）
〃	北 園 正 利	文化財所有者・西方寺住職
〃	田 子 了 祐	宗教史研究家
〃	西 巻 猛	地元住民代表
〃	飛 田 範 夫	長岡造形大学教授
〃	蒔 田 明 史	秋田県立大学助教授

#### 第4節 保存管理計画策定委員会の会議等

天然記念物保存管理計画策定委員会は、平成15年7月から平成16年12月までの間に7回開催し、また委員による現地調査も実施した。

表3 開催期日と審議概要

年 月 日	審 議 概 要
平成15年7月7日	・逆ダケの藪の近年の状況等の報告 ・委員会設置の経緯、目的等についての説明 ・委員の現地視察
平成15年12月15日	・植物学、歴史学の調査結果報告 ・逆ダケの藪の価値の確認と整備上の問題点の整理
平成16年2月23日	・逆ダケの藪の整備、保存管理、活用についての問題点や基本的な方向の検討
平成16年6月28日	・整備、保存管理、活用の基本的な方針について検討
平成16年8月19日	・整備、保存管理、活用の基本的な方針について検討
平成16年10月25日	・保存管理計画（案）について内容確認、検討
平成16年12月13日	・保存管理計画の内容の最終決定

### 第3章 「鳥屋野逆ダケの藪」の特性と現状

#### 第1節 植物学上の特性と逆ダケ群落の現状

(新潟市文化財保護審議会委員 石澤 進)

(秋田県立大学助教授 蒔田 明史)

#### 第2節 歴史的観点から見た逆ダケの藪 (宗教史研究家 田子 了祐)

## 第3章 「鳥屋野逆ダケの藪」の特性と現状

### 第1節 植物学上の特性と逆ダケ群落の現状

#### 第1項 逆ダケの特性

植物の多くの種には、枝が垂れ下がる、いわゆる枝が「しだれる」という現象がよく見られる。シダレヤナギ、シダレザクラなど枝が垂れ下がり地表につくような極端な「しだれ方」をする種も知られている。枝がしだれる現象は樹木の多くにみられるが、分類学的には、双子葉類に属している木本がほとんどである。木化草本のタケ類が「しだれる」ことは稀であり、鳥屋野逆ダケは指定の段階でも奇態ものとして取り上げられている。白井光太郎（大正14年）「植物妖異考」の中で、「逆生竹」の題で「竹の枝垂は珍稀なるものにして天然記念物として保存すべき物なり」と記録している。

なお、他の樹種において、シダレの系統で天然記念物に指定されているものとしては、シダレアカシデ（東京都）、天狗シデ（広島県）、逆ガシワ（岩手県）、シダレグリ（長野県・岐阜県）、シダレエノキ（長野県）、シダレカツラ（岩手県）、シダレザクラ（秋田県・岩手県・福島県など）、シダレモミジ（福島県）などがある。

#### 第2項 過去の調査履歴

##### 1 1993年度調査

鳥屋野逆ダケについては、指定以来実態の調査はほとんどなされていなかったが、1993年に実態調査が行われ、「調査報告書」が出されている。以下に、1993年度の調査報告書の内容を再録する。

##### (1) 調査目的

調査の時点で逆ダケに関連する問題点として次の観点での究明が求められた。

##### ア 逆ダケの存在

鳥屋野の逆ダケの藪は手入れが十分でなく、竹が密生していて藪の中に入ることも容易でない状態であり、また、サギが営巣し、竹の先が折れたりしてかなり荒れていた。そのため、竹藪にどの程度の逆ダケが分布しているか明らかでなかった。そこで、まず最初に、逆ダケの分布状況を把握し、生育の有無や生育状態を調べること。

##### イ 逆ダケの特性・成因の解明（逆ダケ発生のメカニズムの解明）

逆ダケが藪の中にみられるとすれば、その発生に至る過程を観察することにより逆

さになる要因を突きとめること。

ウ 逆ダケを発生させるための管理（発生のメカニズムに基づいた管理）  
逆ダケの発生のメカニズムを解明し、管理方法に指針の提示をめざすこと。

## (2) 調査概要

上記を目的とした調査結果として「現況調査報告」には、次の項目でまとめている。

- ① 竹藪における逆ダケの分布（1993年12月）
- ② 群落（3×3m枠）における逆ダケの分布頻度（出現率）
- ③ 近隣（新潟市あるいは弥彦山系）における逆ダケの存在の有無
- ④ 逆ダケの形態
- ⑤ 逆ダケの形成状況および経時観察
- ⑥ 逆ダケになる要因

逆ダケの現況のまとめ

参考資料：調査経過日程など

文献

## (3) 調査結果

### ア 竹藪における逆ダケの分布

ハチク *Phyllostachys nigra* (Loddiges) Munro var. *henonis* (Bean) Stapfの稈につく枝は普通節から斜上するが、鳥屋野竹藪の中には稈の枝が下垂することから逆ダケと呼ばれているものがある。枝が逆さになる程度は様々であり、どの状態のものを逆ダケと呼ぶかは、特に決められているわけではない。本報告の中での「逆ダケ」とは、稈の枝が、節から折れるようにして垂れるか、あるいは節間で湾曲して垂れるか、または水平に伸びた枝先が垂れるなど湾曲の程度に違いがあるが、枝が水平か、それ以下に垂れているものを逆ダケとした。逆さになる枝が稈に1枝でもあれば、本数として数えた（「逆ダケの形態」の項参照）。

### (ア) 竹藪における竹の調査時の生育状況

竹藪（ハチク）の生育状態にはむらがあり、道路や隣家に接する周囲の境界近くに生育している稈は密生して細いが、比較的正常的のものが多い。しかし藪のほぼ中央には周囲の境界ほど密生していない所があり、ここに生育している稈はやや細く直径



1.7cm、稈の高さ3.1m（平均）で、上部 0.5-1.5mが折れたもの、枯れたもの、枝が脱落した箇所のあるものなどが認められ、立ち枯れた稈も目立つ。また、ゴイサギのねぐら、営巣、繁殖の場となっているため若竹の時に上部が折れ、垂れ下がるなどの被害があり、竹藪全体としての生育の状態と環境は良好ではない。

#### (イ) 竹藪における逆ダケの発生場所

逆ダケは前記の竹藪の境界周囲には、見当たらず、中ほどの比較的稈が疎生している所に多いようである。枝の多くが逆になる竹は筍の最盛期のものではなく、それより遅れて出る細い筍に限られる傾向がある（このような逆ダケについては、「逆ダケの形成状況と経時観察」の項を参照）。

#### (ウ) 竹藪における逆ダケの分布（1993年12月16日）

烏屋野の竹藪の指定範囲に存在する逆ダケの出現位置、生きている稈と枯れた稈にみられる逆ダケの比率、藪全体に分布する逆ダケの本数など知る目的で、1993年12月16日に現地調査を行った。調査は、指定範囲をA-Fの6つのエリアに区分し、それぞれのエリアで3×3mの枠毎の逆ダケの本数を数えた。また、本数は、生きている稈で逆さの枝をもつもの（生逆ダケ）と枯れた稈で逆さの枝をもつもの（枯逆ダケ）それぞれ可能なかぎり分けて記録した。また、枠当たり何本の逆ダケがあるかを知るために、枠内の本数を数え、1・2本、3・4本、5・6本、7・8本、9本以上の5つに区分して整理した。なお、正確な測定をするには、見通しのきかない竹藪の中では、極めて困難であるので、指定範囲のエリア毎に、10名が同時に前進してほぼ3×3m枠毎の逆ダケの概数を数える方法で行った。

以上の調査結果をまとめると次のようである。

#### ●逆ダケの出現位置（図1）

前項(イ)でも指摘したように竹藪の中でも逆ダケが高い頻度で出現するところと、ほとんどみられないところとがみられた。逆ダケは、竹藪の周辺には少なく、中央部にまとまっている傾向があった。さらに稈当たり枝の数の多い逆ダケは、指定範囲の北西側のエリアに集中していた。

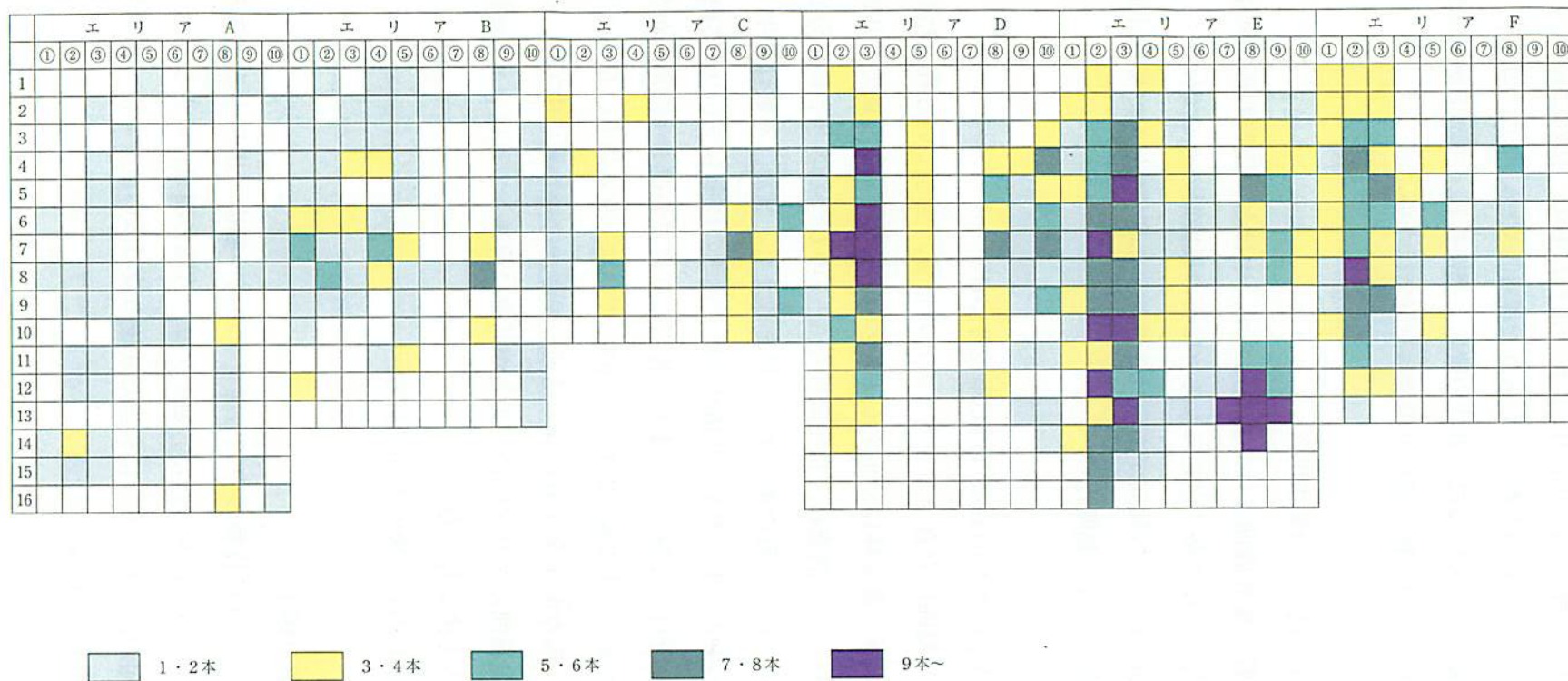


図1 竹藪における逆ダケの分布  
'93. 12. 16調査

### ●生逆ダケと枯逆ダケの比率

生逆ダケと枯逆ダケの割合は、場所によって異なるがほぼ生逆ダケ6に対して枯逆ダケ4の割合であった。

以上の結果は、稈の枝が1箇所の節で下垂しているものも1本として数えているので、指定範囲の藪全体には、比較的多くの本数が分布していることになる。しかし、稈の枝の多数が下垂しているのは、かなり稀な存在であり、各節ごと枝が下垂するような典型的な逆ダケの形態をとるものは竹藪の中でも極めて少ないことになる(「群落内での逆ダケ出現率」)の次項参照)。

### イ 群落内での逆ダケの出現率

ハチクの群落内における逆ダケの分布・生育状況を外観し、逆ダケが現存するところに3m×3mの調査枠を設定して枠毎の逆ダケの存在の有無とその本数を、生きている竹と枯れている竹と分けて調査した。

逆ダケが比較的多く出現する群落では約31%と高いところもあり、また、別の群落では7.5%の出現率を示した。しかし、枝4本以上が下垂しているのは、多い場合でも4~5%である。この調査結果から前項で指摘したように典型的な逆ダケの形態をとるものは竹藪の中でも極めて少ないと言える。

### ウ 近隣(新潟市あるいはその近隣地域)における逆ダケの有無

新潟市あるいはその近隣地域などハチクが生育している群落で逆ダケがみられるかどうかを観察した。調査地は、新潟市中権寺、新潟市岡山どんぐり公園、三島郡和島村坂谷である。その結果は次のようである。

#### ●中権寺ドンチ池

中権寺のハチクの竹藪は、鳥屋野のものに比較すると生育は良好であり、約25×10mの群落である。このハチク林で3本の逆ダケが確認されたが、数は極めて少ないと判断される。ここの逆ダケの1本は越冬したもので直径2.2cm、稈の高さ150cmで上部は折れている。竹は通常地上数mの節から枝を出す、この逆ダケは地上2節目から枝を出している。これは若竹の時に上部が折れたためと思われる。この逆ダケを左

右に動かすと地下部で簡単に折れてしまったが、地下茎か、根の部分かが正常でなかったものと思われる。折れた逆ダケは、その後放置しておいたが夏に多くの甲虫が発生した。甲虫がもともと竹に寄生していたものか、放置していた間に寄生したかははっきりしないが、現地で寄生していた可能性が高い。

●新潟市岡山どんぐり公園、

約(40×10)㎡に竹林が広がっており、マダケ4、ハチク1の割合であったが逆ダケの形態をとるものはなかった。

●和島郡和島村坂谷

約(30×10㎡)のハチク林があり、4-5本の枝を垂らした逆ダケが2本あったが、1本は稈の根本が破壊されており、もう1本は虫くい穴があった。

このように、上記3箇所の現地調査から近隣における逆ダケの発生は少なく、また逆さのものがあった場合でも、外的な要因による異常の場合であると考えられる。

## エ 逆ダケの形態

群落内に存在する逆ダケの形態と屈曲の程度に注目してみた。

側枝の屈曲位置と角度は個々の枝がいろいろの程度のものもあるし、また1本の稈でもすべての枝が屈曲するものから1つの枝だけが曲っているものなど稈による違いもある。

[形態] 屈曲する形には大きく区分すると次の3型にわけられる。

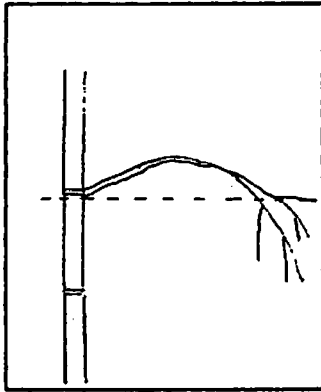
①湾曲型：稈の枝が先の方で水平より下に垂れ下がるもの

②鋭角型：稈の枝が最初(枝の基部)の節間で曲り、枝全体が鋭角に垂れ下がるもの

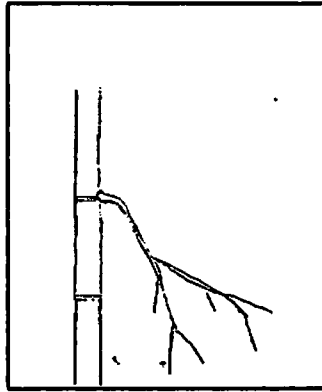
③キクキク型：稈の節から鋭角に曲るか、節間で曲らず枝の節のところで曲るのが目立つもの

①湾曲型のものは、成沢(1964)の枝垂れ性と称して枝がわずかに地平線から下方に傾いているものと表現しているものにあたる。稈の各節ごとの枝が逆さになることは少なく、節の1・2箇所だけが逆さになっている場合が多い。

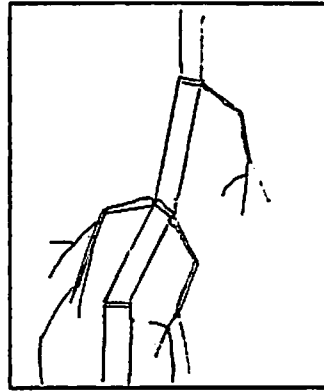
湾曲型



鋭角型



キクキク型



②と③の形態のものをあわせてキクキク型と扱っていることもあるし、この形態のものは、逆ダケに関する文献の中で議論されている。鳥屋野の竹藪では、①と②の場合だけである。中でも②の鋭角型のものもあるが、その本数は少ない。③のようなキクキク型は部分的に1-2節にでることもある。

①、②のような逆ダケは、若い枝が固まらない時期に、枝を下げて稈に結びつけておくと人工的に作成することも可能であるという。

③のキクキク型をとるものが、指定当時の調査報告書の写真にあるが、今回の調査の中には、この型のような極端なものは見られなかった。しかし、このような型の逆ダケは人為的に、作りだすことは可能であり、実験的に作出した例もある。若竹のこの稈の上部を折曲げて、稈の上部を逆さにして固定し、枝が固まった段階で切出して、逆さにした部分をもとに戻して立てると見事なキクキク型の逆ダケが出来上がるという。

## オ 逆ダケの形成状況と経時観察

### (ア) 典型的な逆ダケの稈

鳥屋野の典型的な逆ダケの個体をマークして、その状況を経時的に観察し、9月に実測した。逆ダケの筍は、最盛期より遅れて出るものに多くみられ、生育の初期には、他の筍と変らないが、枝葉の広がりがある頃になると、軟弱さが目立ち、枝葉が垂れて自立できず、他の竹に寄りかかって立つか、地表に横になる。多くの場合このような竹は越年することは少ないようである。

'93年5-6月にかけて筍が伸び、逆さの枝をもっている稗B1, B3, B4, B5-1, B5-2, B5-3に印をつけた。B1, B3, B4はそれぞれ離れた所に生育し、B5-1, B5-2, B5-3は同じ場所に並んであるために地下茎が繋がっているものと思われる。印をつけた稗の様子を区分すると次のようであった。

① ほとんど軟弱な竹であり、近くの竹に結びつけないと倒れる状態であった。

B1, B3, B4, B5-3

② 上部が切断されていた。B5-2

③ 枯れが早かった。B5-1, B5-3

④ 稗の節に虫くい跡があり、中に幼虫がいた。B5-1

⑤ 稗の湾曲程度の少ないものは堅い。ただし逆枝のつく数は、他の逆ダケと大きく変らない。B4

⑥ 枝の曲り方はほとんど節間が湾曲したものであるが、節から鋭曲になる場合もあった。B5-2の6節と7節

⑦ 稗の先端部で鋭曲するものもみられた。B1

上記以外の典型的な逆ダケの観察例（上記経時観察以外の4本の稗）

逆ダケは稗の直径1cm、高さ2m前後のものであり、弓状に曲げると節の部分でぽっきりと離れるように簡単に折れてしまう。その折れ方を探るため、地下茎を掘り観察したがとくに異常はみられなかった。地上茎の節の折れ口には黒い部分があり、そこは幼虫の食害の跡で、その中に白い幼虫を採取した。他の逆ダケ3本からも同種と思われる幼虫3個体を採取した。これら4本の逆ダケはおそらく幼虫の食害によって枝葉への養水分の移動が損なわれて、枝が垂れ下がったものと考えられる。

(i) 部分的に逆さの枝のつく稗

逆さの枝がつく様々な場合があるが、中には8月に枯死するもの、12月には1.5m以下の枝葉が脱落して枝葉が上部のみとなるもの、軟弱だが越冬すると思われるものもある。これらがすべて幼虫の食害によると断定できない。

越年した青い竹の中に枝が1-3箇所水平より、若干下垂する竹もあり、その一部はゴイサギの影響をうけているとみられるものもある。若竹の時期にゴイサギが枝葉にとまり、引き下げられそのまま固定した可能性もある。ちなみに若竹の時期に外力

で枝を引き下げると第1の節間での曲りがもとに戻らない傾向がある。

まれに枝の逆さの程度は極端ではないが、下垂して生存しているものもみかける。

#### カ 逆ダケになる要因

##### (ア) 外的な要因

- ・ 幼虫の食害：普通筍が出る時期より遅い場合、昆虫の幼虫が侵入して、その結果養分、水分の運搬が妨げられて枝葉が垂れ下がることもある。
- ・ ゴイサギなどの物理的な作用：筍が伸びる時期に営巣、繁殖を迎え、この竹林に多数の鳥が集まり、稈の枝葉にとまり、逆さになる枝ができあがることもある。
- ・ 冬季積雪：冬季の積雪による指摘もあるが、最近積雪が少ないので、直接的な関係については明らかでない。

##### (イ) 内的な要因

- ・ 生理的な特性：6月ごろ、普通筍が出る時期より遅い場合、気温も高く稈が同時に生長するので、稈自体も弱く、枝葉が鋭角に下垂するものがあり、中には枝を支えることができずに倒れるものもある。竹藪に人手を加えず密生状態にあるので、発育不良の結果、枝が逆さになる可能性が高い。遅くでる筍の枝が全て逆さになるわけでもないので、筍の出る時期との関係は必ずしも平行的ではない。
- ・ 遺伝的な特性：新潟市やその近隣のハチク林に逆ダケがほとんどみられないとの観察結果からみて、この藪を構成する竹の稈の枝が曲りやすい遺伝的な特性により逆ダケが生ずるとも考えられる。

#### (4) 逆ダケの現況のまとめ

- ・ 鳥屋野の逆ダケの出現率でみると、他の竹藪にくらべて出現率が高い値である。
- ・ 鋭角型の逆ダケは軟弱な稈で、虫くいあるいは上部切断、損傷をうけたものに多い。
- ・ 鋭角型の逆ダケは1年以内で枯れるものが多く、2年生のものにはほとんど見られない。いずれにしても人為的でなく、自然状態で貧弱であるものの、逆さの枝をもつ稈が存在する。従って、現段階では逆ダケになる要因を解明することが出来なかったが、次の場合が考えられる。

- ① 逆ダケはゴイサギの営巣・寝場所や昆虫の幼虫による食害など外的な要因で生じる。

- ② 稈が密生していて生理的に発育不良であるか、その他の内的要因で逆さになる。
- ③ 地下茎が連なっていて、全てが逆ダケになることもあるので、遺伝的な性質を持った集団の可能性も否定できない。

以上、単年度の調査であり、逆ダケの成因の解明が特定できない状況であり、また、藪内の逆ダケの分布についてもおおよその傾向を把握している。しかし、その結果から逆ダケの発生のメカニズムを明らかにして、管理体制への提言にまで至らず、今後の課題である。

#### (5) 参考資料：調査経過報告（1993年）

5月20日 筍が出始め、竹藪の中に枝の正常でないものが目立った。ゴイサギの巣を多数確認した。

5月26日 新潟市中権寺ドンチ池の竹藪調査。

6月3日 筍の最盛期

6月9日 再度新潟市中権寺ドンチ池の竹藪調査。

6月24日 群落内における逆ダケの分布頻度調査。

稈の直径 2.5cm前後の大きい筍は健全であるが、地上 3.5m前後のところから折れ曲り、頂部が下向きになっていた。ゴイサギの害と思われる。直径 1cm前後の小さい筍は、稈が直立できず、枝も正常でなく斜上、やや直立しても枝の垂れ下がりが目立ち、軟弱である。

7月2日 1cm前後の枝の垂れ下がった竹は軟弱の程度がひどくなる。

7月15日 新潟市中権寺のハチク林を調査。

7月25日 遅れて出た筍が成長し、枝葉が垂れた稈の詳細観察。

8月2日 垂れ下がった枝先の枯れがみられるようになった。経時的調査対象外の軟弱な竹、3本の節部より1匹ずつ昆虫の幼虫を採取した。幼虫はいつ侵入したのか不明。

ドングリ山公園の竹藪調査。

9月13日 B5-1、B5-3は枯れる。原因不明。B3、B4の枝先の枯れが目立つ。

9月22日 マークした逆ダケの形態を詳細に調査。

10月9日 三島郡和島村坂谷のハチク林調査。



12月16日 竹藪における逆ダケの分布調査。

#### (6) 文献

- 工藤孝雄, 1965. さかさ竹の試作. 新潟県生物教育研究会誌 2: 6-11.
- 小林浩二, 1979. さかさ竹の実験的試作後日譚 生物教育研究会誌 14: 61.
- 室井 綽, 1963. 逆竹考. 富士竹類植物園報告 8: 9-13.
- , 1965. 逆さ竹に答える. 富士竹類植物園報告 10: 163-165.
- , 1965. "逆さ竹" に答える. 遺伝 19(11): 22-23.
- 成沢多美也, 1964. 越後七不思議の一つ逆さ竹 遺伝 18(12): 18-21.
- 野田光蔵, 1974. 越後七不思議と植物. 新潟県生物教育研究会誌 9: 39-42.
- 眞保一輔, 1931. 烏屋野逆竹の藪. 新潟県史蹟名勝天然記念物調査報告 第二輯: 21-22.
- 白井光太郎 (1925) 逆生竹 植物妖異考: 159-163. (初版大正14年, 復刻昭和50年有明書房)

#### その他

"さかさ竹"はまやかし—室井博士, 注目の発言 新潟日報1963(昭和38)年8月6日夕刊

さかさ竹について 長期にわたる積雪の落とし子 新潟日報1963(昭和38)年9月5日

## 2 1998年度調査

逆ダケの分布状況の変化を明らかにするために, 1993年度の分布調査の方法に準じて, 全域の分布調査が行われた。逆ダケの出現傾向としては, 1993年調査と同様にエリアD・Eに多かったが, 逆ダケの総本数は, 1161本であり, 5年前に比べて4分の3程度に減少していた。出現本数のうち, D~Fエリアに生育していたのが943本と全体の8割を占めていた。

### 第3項 逆ダケの藪の現状 (2003・2004年度調査)

#### 1 逆ダケの分布

##### (1) はじめに

2003年11月9日及び2004年8月9日に指定地全域について, 逆ダケの分布調査

を行った。この調査の目的は、逆ダケの全域的な分布を明らかにすることであり、1993年12月に行われた石澤氏らの調査方法に即した方法で行われた。

## (2) 形態的特性

分布調査を行うに当たっては、まず、逆ダケと判定する基準を作らなければならない。

前述のように（1993年度報告書）、逆ダケの形態には、

- ① 湾曲型
- ② 鋭角型
- ③ キクキク型

の3タイプがあるとされている。そして、①、②のタイプは見られるが、1993年の調査の際には③のキクキク型は見られなかったとされている。今回の調査においても、調査中に「逆ダケ」と判定すべきかどうか判断に迷うようなものも多く見られたが、1993年の調査と同様に、枝の基部より先端が垂れ下がっているものをもって「逆ダケ」と判断した。これらの多くは①湾曲型と区分されるものであると考えられる。ただし、すべてがそうだというわけではない。今回、竹藪の中を歩き回っていて、枝の節の所で屈曲している竹が所々に見られた(写真1参照)。例えば、写真1の2本の枝のうち、上方に出ている枝は、基部より先端が高くなっており、上記の判断基準から言うと逆ダケとは判断されない。しかし、こうした形状の枝をもつ竹をよく見てみると、明らかに枝垂れている枝を持っているものが多いという印象を受けた(写真2, 3)。写真4の普通のハチクと比べると、枝の形状が異なることは明らかであろう。こうした竹が、逆ダケと判定されるものなのか、また、そうであるとすれば、上記の3タイプのどれに属するのは判断が難しいが、少なくとも、普通のハチクとは明らかに異なった性質をもつ個体であるといえよう。逆ダケの発生理由については、様々な説があり、①湾曲型については、何らかの物理的要因が働いている可能性もあると考えるが、節で屈曲する性質をもつ竹の場合には、何らかの遺伝的要因を想定することもできよう。枝垂れという突然変異は多くの樹種で見られており、竹でも、そのような突然変異が生じることは決して不思議ではないだろう。逆ダケの謎をとくためには、こうした竹の性質が、一連の地下茎につながったものに共通してみられる性質かどうかを調べてみる必要があると思われる。



写真1：枝の節での屈曲



写真2：枝垂れた枝（逆ダケ）



写真3：枝垂れた枝（逆ダケ）

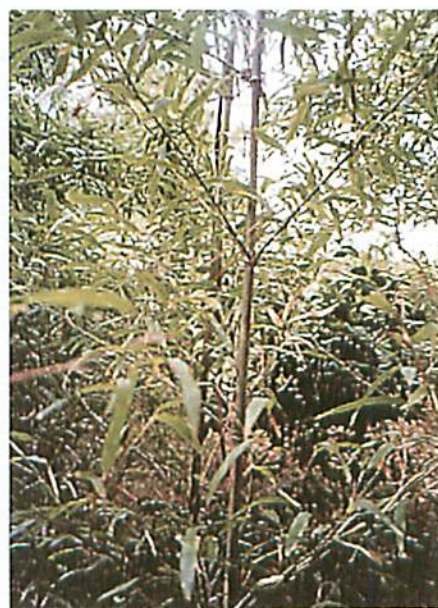


写真4：通直な枝（普通竹）

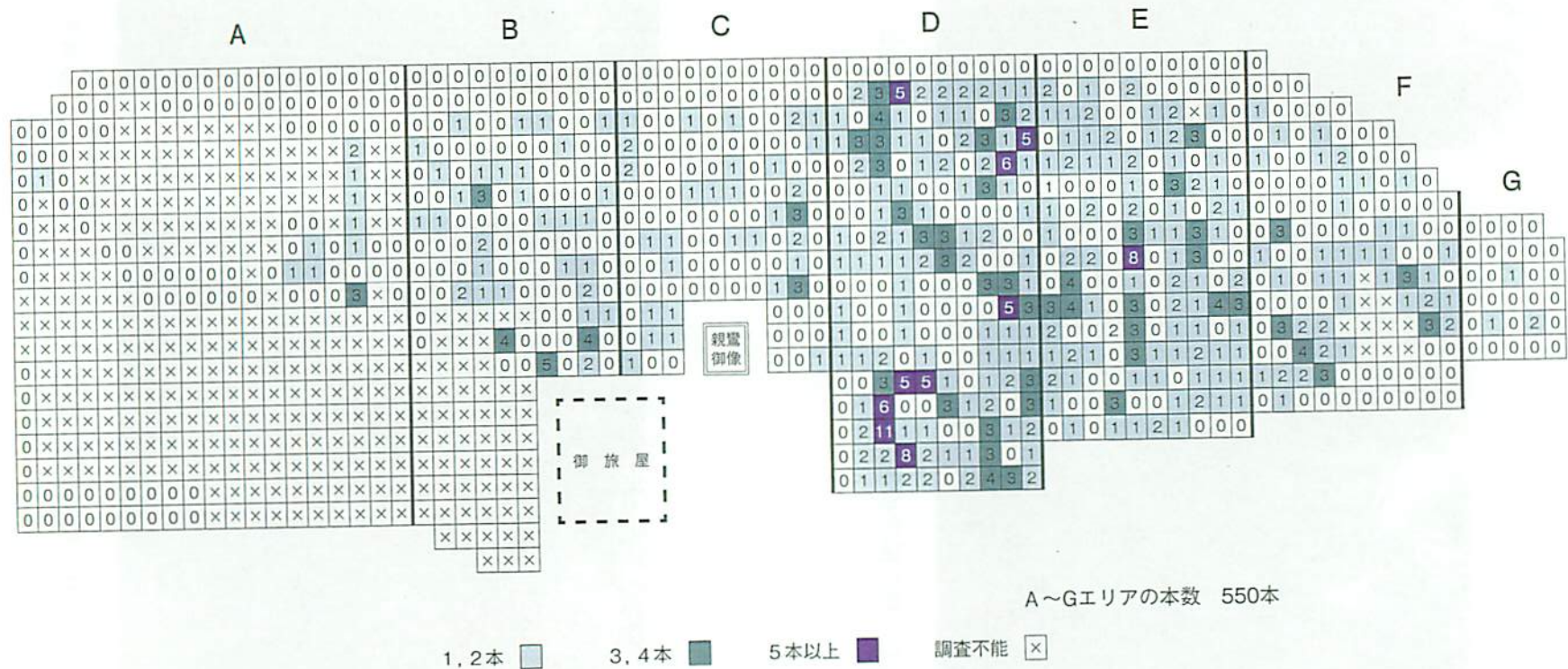


図2 天然記念物 鳥屋野逆ダケの藪  
逆ダケの分布状況(平成15年度及び平成16年8月の調査)

### (3) 逆ダケの分布

図2に全域の逆ダケの分布を示す。図中の1枠は3m×3mの方形区であり、その中に生育している逆ダケの本数を数値で記入した。調査は、指定地全域を対象としたが、枯死竹が倒伏していて、立ち入る事ができなかった場所も多かった。図中で×印で示してある部分は、このような理由で逆ダケの分布の確認が出来なかった場所である。指定地を3m×3mに区切った調査区は全部で1140区あったが、そのうち、調査不能であった区が306区もあり、全体の4分の1近くが調査不能であったことになる。

逆ダケの生育稈数は、1993年調査時には全域で合計1190本、1998年には791本を数えたが、今回の調査で確認出来たのは、550本に過ぎなかった。調査不能区が多かったことはあるものの、全体として逆ダケの稈数が減少していることは間違いないであろう。

指定地内で逆ダケが比較的多く見られた場所は、10年前（1993年）の調査の際にも、D・E・F区であったと報告されているが、今回もD区でもっとも多く逆ダケが出現した。ここでは、調査区のうち、逆ダケの分布の中心と見なせるD区からG区についての解析結果を示す。D～G区的全調査枠（3m×3m）481枠のうち、逆ダケの出現した枠は247枠で、全体の51%であった。図3に、枠毎に何本の逆ダケが見られたかという頻度分布を示す。枠内に1本の逆ダケしかみられなかった調査区が137区あり、逆ダケの出現した枠全体の55%を占めている。一方、1枠内に最も多く出現した枠は11本であった。詳細には比較できないが、前回調査では、9本以上出現した枠が10枠以上あったことから考えると、顕著な集中分布が見られなくなっている可能性がある。1本のみ出現枠の分布はD区からG区まで、全域的に広がっていたが、その中では、D区の南側に一番多くの逆ダケが分布しているようである。エリア毎の逆ダケ発生密度を比べてみると、D区の1.29本/9㎡からG区の0.14本/9㎡まで違いがみられ、D～G区全域の平均では、1枠あたりの平均本数は0.93本であった。

### (4) まとめ

今回は全域の分布を明らかにすることを目的としたものであったが、

- ① 顕著な逆ダケの出現は多くないものの、普通のハチクとは異なる形状の枝をもった竹が生育していることは確認された。
- ② 逆ダケの疎密の傾向はある程度つかむことはできた。

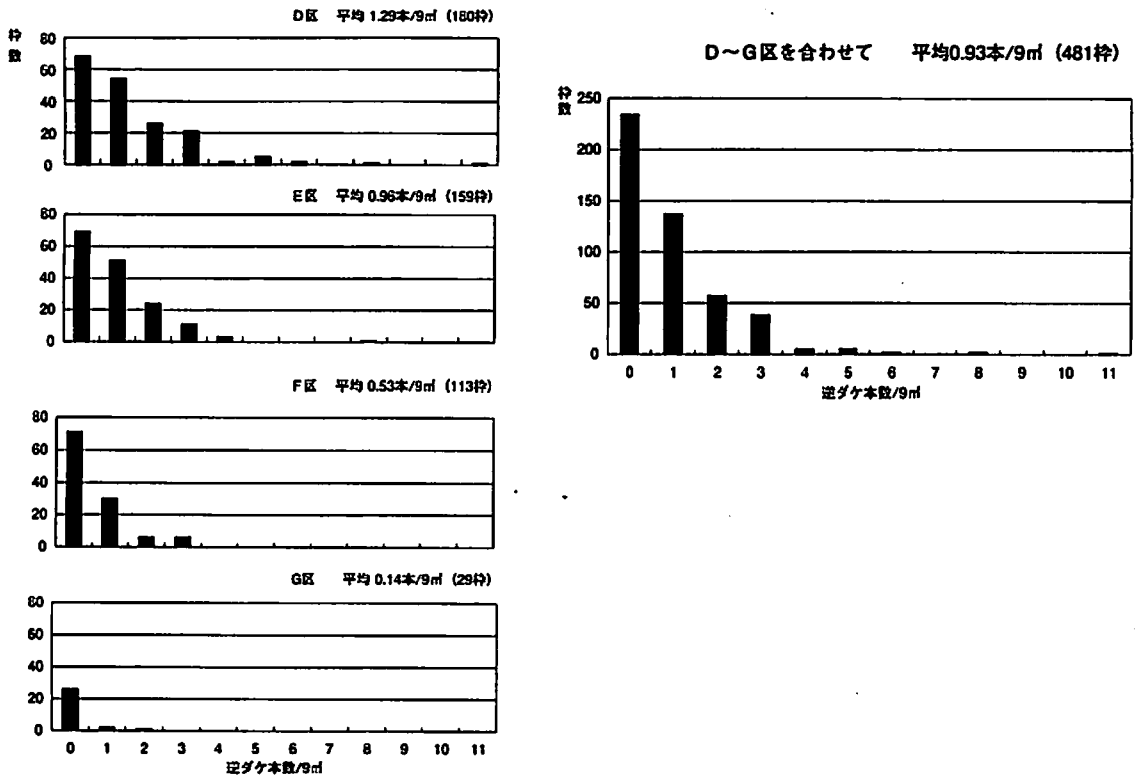


図3 各調査エリア毎の逆ダケ出現本数の頻度分布

ただし、前述したように、その発生数は明らかに減少しており、また、明確な「キクキク型」が見られないなど、典型的な逆ダケの存在は少ないと言えるであろう。

## 2 逆ダケ群落の構造

### (1) はじめに

逆ダケの今後の管理方法を考えるためには、逆ダケの生態に関する基礎的知見を得る必要がある。そのためには、継続調査区を設置して、

- ① 逆ダケと普通竹（枝垂れの形状を示さない竹）との稈のサイズや稈寿命を明らかにする。
- ② 逆ダケと普通竹とで、発筍期が異なるかどうかを確認する。
- ③ 逆ダケの平面的分布及び経年的な発生場所を細かく追跡する。
- ④ 逆ダケと認定された竹の枝の形状を詳しく調べ、正常の枝と枝垂れ形状を示す枝とをどのように出しているかを観察する。
- ⑤ 逆ダケをもつ同じ個体（地下茎がつながっている）からは、逆ダケが出るのかど

うかを確認する（理想的には遺伝子解析を行って、同じ個体に属するのかどうかを確認するのが望ましい。近接する逆ダケの地下茎がつながっているかどうかは、現地で確認できるかも知れない）。

などといった情報を得る必要があるだろう。

そこで、まずその第一歩として、指定地内で逆ダケが比較的多く出現する地域に調査区を設定して、逆ダケの群落構造を明らかにするための毎竹調査を行った。この調査により、現在の逆ダケ林の状態を明らかにし、また、継続観察することにより、上に述べた諸点を明らかにすることができる。

枝垂れという形態は、正常の枝を持つものに比べて、光合成を行うためには明らかに不利な形質であり、近接して普通竹が生育していれば、次第に逆ダケが衰えていくことは自明であると考えられる。そのために、今回設置した調査区は、今後追跡調査を行うと共に、管理のあり方を考えるために普通竹を伐採するなどの行為を行い、調査区としても、今後の推移を見ていくこととする。

## (2) 調査内容

### ア 調査区

今回逆ダケが最も多く観察されたD区内に調査区を設置した。調査区は3m×3mの方形区を2こ連ねたものを1セットとし、4区設置した(図4)。各調査区は、a, b, c, d区と名付け、3m×3mの方形区をa-1, a-2, b-1, b-2・・・とした。また、各区を1m×1mの小方形区に区切り、それぞれをa1-1～a1-9, a2-1～a2-9のように名付けた。

### イ 調査方法

2004年7月29日に立枯稈を含め調査区内の全ての稈を対象として、以下の調査を行った。

- ① 逆ダケか普通竹かの区分：逆ダケには黄色、普通竹にはピンク色のナンバーテープを巻き付けた。なお、稈の枝のうち、1本でも出枝節より先端が垂れ下がっていれば逆ダケと判定した。
- ② 稈の生死及び稈齢の推定：生稈と枯死稈とを区別し、生稈については、今年出た稈（当年生稈）か、昨年以前に出た稈（旧年生稈）かを区分した。
- ③ 稈の地際直径の測定：稈の地上部第1節上方の節間中央部の直径をもって地際直径

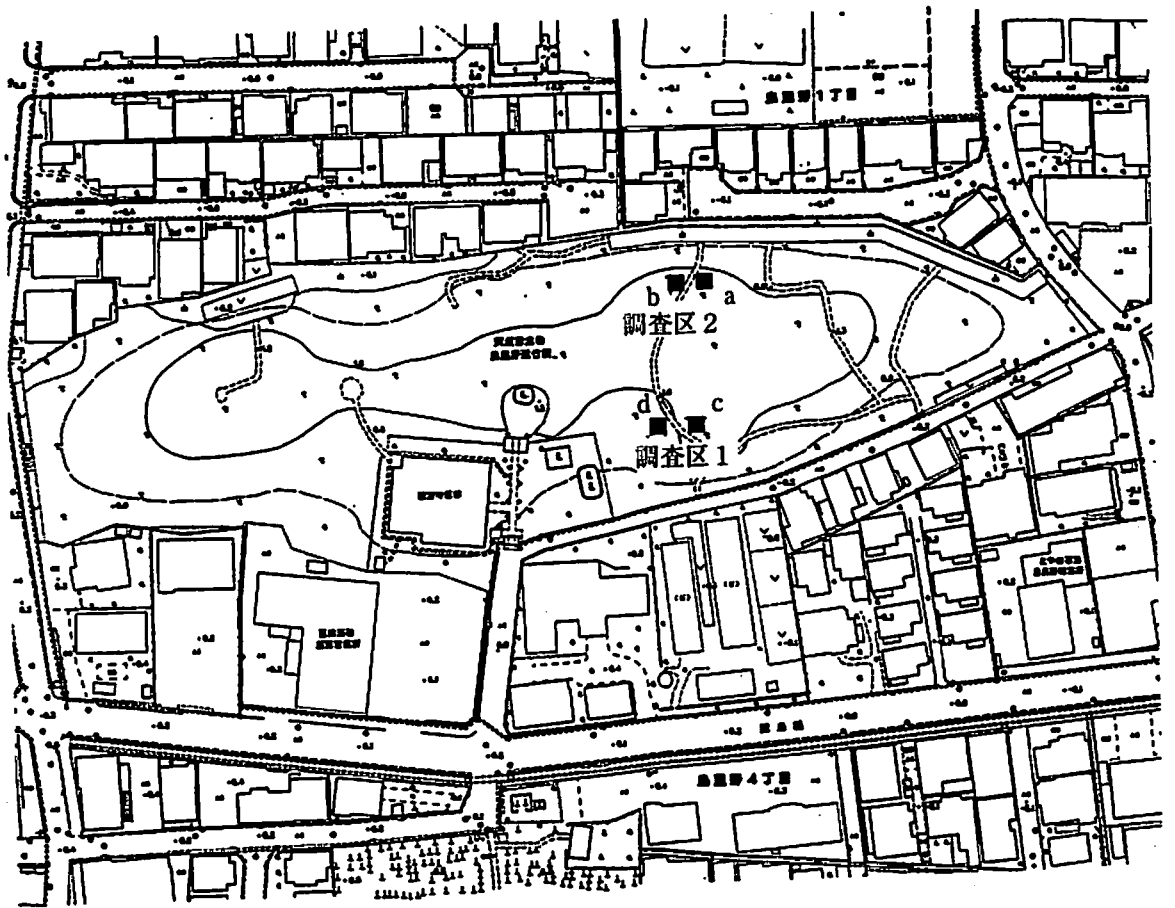


図4 調査区の位置



とした。なお、通常の竹の太さを表す際には胸高直径（目通り直径）を用いることが多いため、それらのデータとの比較をするために、一部の稈については、胸高位置での節間中央部の直径も測定した。

- ④ 稈長の測定：a 1, b 1, c 1, d 1 区に生育する稈については稈長を測定した。
- ⑤ 稈の位置：調査区内での稈の座標を測定して、位置図を作成した。

表1 調査区における逆ダケと普通竹(ハチグ)の稈密度。3m×3mの調査区毎の値を示す。当年生稈は2004年に発生した稈，旧年生稈は2003年以前に発生した稈を示す。

調査区	逆ダケ				普通竹				合計				
	当年生稈 (/9m)	旧年生稈 (/9m)	生稈計 (/9m)	枯死稈 (/9m)	当年生稈 (/9m)	旧年生稈 (/9m)	生稈計 (/9m)	枯死稈 (/9m)	当年生稈 (/9m)	旧年生稈 (/9m)	生稈計 (/9m)	枯死稈 (/9m)	逆ダケ割合 (生稈のみ) (%)
a 1	1	6	7	3	25	30	55	16	26	36	62	19	11.3
a 2	1	4	5	0	20	22	42	7	21	26	47	7	10.6
b 1	6	4	10	5	17	36	53	16	23	40	63	21	15.9
b 2	2	6	8	1	22	47	69	7	24	53	77	8	10.4
c 1	1	2	3	2	18	34	52	15	19	36	55	17	5.5
c 2	4	2	6	0	14	22	36	10	18	24	42	10	14.3
d 1	1	8	9	6	10	40	50	4	11	48	59	10	15.3
d 2	0	7	7	1	13	45	58	3	13	52	65	4	10.8
平均	2.0	4.9	6.9	2.3	17.4	34.5	51.9	9.8	19.4	39.4	58.8	12.0	11.7

## (2) 結果

表1に今回の調査で得られた各調査区の稈密度を示す。3m×3mの調査区あたり平均稈密度は58.8本/9m<sup>2</sup> (6.5本/m<sup>2</sup>) であり、そのうち、逆ダケの本数は平均6.9本/9m<sup>2</sup> (0.8本/m<sup>2</sup>) であった。生稈に占める逆ダケの本数割合は平均11.7%であった。1993年の調査時には、逆ダケの出現が多い区では約31%もの出現率を示したと書かれているが、今回の調査区では、もっとも出現率の高い区でも15.9%であった。

当年生稈と旧年生稈の比率を調べてみたところ、普通竹では当年生稈17.4本/9m<sup>2</sup> に対し、旧年生稈34.5本/9m<sup>2</sup> であり、当年生稈の占める割合は全体の1/3であった(表1)。もし、この状態が定常状態であると仮定すると、普通竹では3年で全ての稈が入れ替わることにあり、平均稈寿命は3年であるということになる。一方、逆ダケについてみると、当年生稈が2.0本/9m<sup>2</sup>、旧年生稈が4.9本/9m<sup>2</sup> で、全体に占める当年生稈の割合は、29%となり、平均稈寿命は3.4年ということになる(表1)。当年生稈と旧年生稈の比率は調査区によって大きく異なり、また、タケノコの発生には年変動があるので、今回の結果だけで稈寿命を判断するのは危険であるが、少なくとも、逆ダケと普通竹との間に顕著な違いは見いだせなかったと言うことはできる。

また、稈の大きさを比べてみたところ、地際直径は、逆ダケが17.8±4.8mm、普通

表2 調査区内の逆ダケと普通竹（ハチク）の稈サイズ。それぞれの測定項目の平均値と標準偏差を示す。

調査区	逆ダケ			普通竹		
	基部直径 (mm)	胸高直径 (mm)	稈高 (m)	基部直径 (mm)	胸高直径 (mm)	稈高 (m)
a 1	20.4±4.6	18.8±4.7	385±4.1	20.2±4.1	19.9±4.7	361±45
a 2	19.7±4.8	18.7±4.3		20.1±4.3	18.5±5.3	
b 1	14.5±2.4	14.4±4.0	283±71	16.1±3.9	12.0±2.2	271±47
b 2	18.5±4.8	12.5±5.2	267±95	16.3±6.5	17.2±5.0	281±50
c 1	18.7±6.4	16.0±4.6	313±61	17.3±4.5	20.6±1.6	277±129
c 2	19.6±6.5	17.8±4.0		19.5±3.6	17.8±7.3	
d 1	14.9±2.7	12.9±4.3	258±74	14.7±5.0	13.1±3.4	211±72
d 2	19.5±4.9	16.5±2.2		17.6±5.0	17.7±4.9	
平均	17.8±4.8	16.7±4.7	300±87	17.6±5.1	16.3±5.2	276±77

竹が $17.6 \pm 5.1$ cmと全く差はなく、また、稈高も $280 \pm 77$ （逆ダケ）と $300 \pm 87$ （普通竹）とやや普通竹の方が高くはあったが、有意な差ではなかった（表2）。また、地際直径の頻度分布を比較してみても、両者とも15-20mmにピークをもち、正規型の分布を示しており、サイズ分布にも違いはなかった（図5）。また、稈の太さと高さの関係を比べてみても、地際直径が同じ場合、若干逆ダケの方が稈高が低い傾向はあるが、さほど顕著な違いではなかった（図6）。このように、稈のサイズという点では逆ダケと普通竹とには差が無いという結果になった。

従来、逆ダケは普通のハチクに比べて稈が小さく、また寿命も短いとされていたが、今回の調査結果はそれとは異なる結果を示した。その理由についてははっきりとはわからないが、一つには、従来から典型的な逆ダケであるとされている「キクキク型」の竹に小型で稈寿命の短いものが多かった可能性がある。しかし、今回の調査結果に示されたように、通常ハチクと同様の大きさのものにも、枝が枝垂れるという性質を示すものがあるということも注目しておく必要があるであろう。

図7には、各調査区における逆ダケと普通竹の稈の位置図を示す。逆ダケの分布には若干の疎密が認められるが、顕著な集中分布は見られなかった。ハチクは水平に広がる地下茎をもち、その地下茎から新たな稈を発生させるため、地下茎でつながった1個体がどれくらい広がっているかを判定することは困難である。今後継続調査を行うことにより逆ダケの発生場所がどう変化していくかを調べていく必要がある。

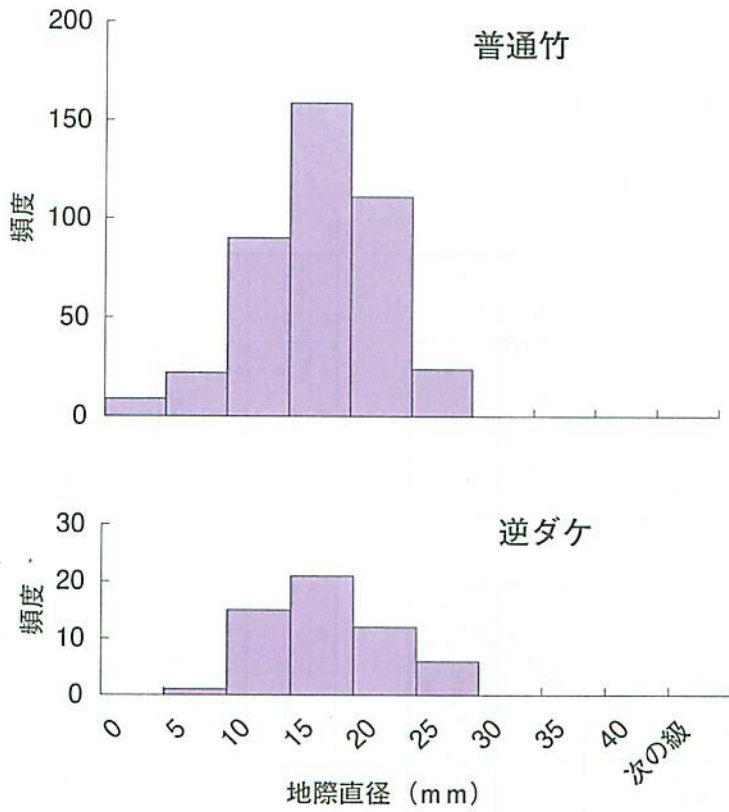


図5 調査区内の逆ダケと普通竹の地際直径の頻度分布 (a～d区全体)

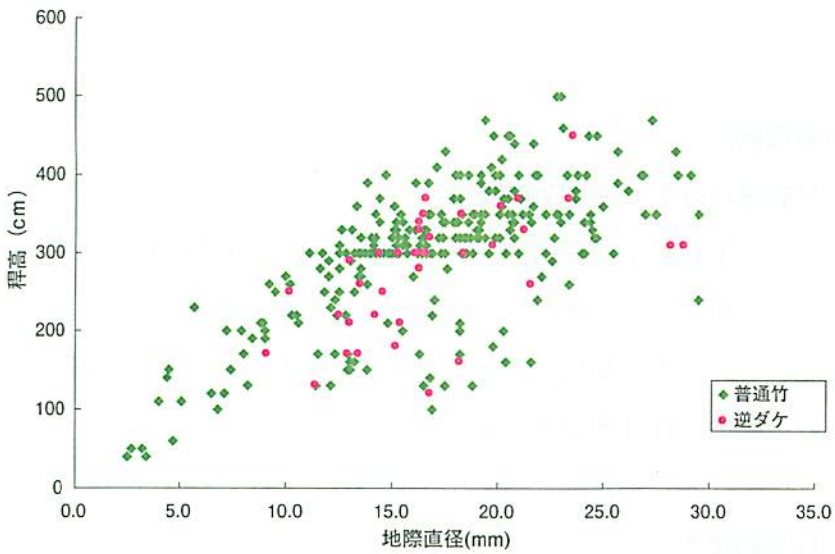


図6 逆ダケと普通竹の稈の地際直径と稈高との関係

1-7	1-8	1-9	2-7	2-8	2-9
1-4	1-5	1-6	2-4	2-5	2-6
1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3

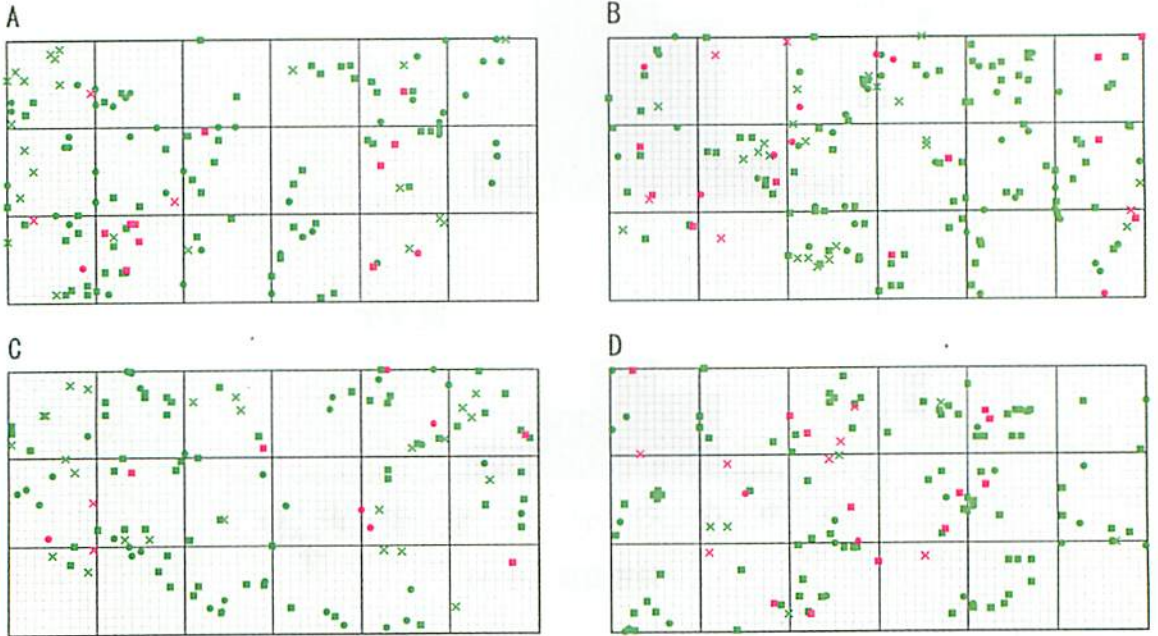


図7 継続調査区における逆ダケと普通竹（ハチク）の稈の位置図。ピンクが逆ダケを、緑が普通竹を示す。いずれも、●は当年生稈、■が旧年生稈を、×は枯死稈を示す。左上の図は、調査区番号の表し方を示している。

### 3 植物相調査

#### (1) 調査区以外での逆ダケの観察

2004年7月29日調査区の調査時に、調査区以外で典型的な逆ダケの分布を確かめるため、藪の中を歩いて見た。その結果としては、軽微な逆ダケは分布しているものの、典型的な逆ダケは発見できなかった。隅々まですべてを踏査したわけでないの、歩いた範囲内では確認できなかった。

#### (2) 植物相調査

将来の鳥屋野逆ダケの藪の維持・管理にあたり、藪に生育する植物についても把握しておく必要があると思われるので、上記の分布調査とともに生育する植物の調査も行った。記載した植物は明らかに植栽されたとみられる種類は除き、竹藪に生育して

いた種類を習性に基づき列記すると次のようである。

① つる植物

木本性：フジ、キツタ、アケビ、エビヅル、ノブドウ、ツルニチニチソウ

草本性：クズ、ナガイモ、アオツツラフジ、キカラスウリ、センニンソウ、

アマチャヅル、ヤイトバナ、カナムグラ、イシミカワ、ネナシカズラ

② 樹木

落葉樹：エノキ、マユミ、ヤマグワ、ニワトコ、ヒョウタンボク、アカメガシワ、

ヌルデ、ノイバラ、イチヨウ（実生）、キタコブシ（実生）

常緑樹：シロダモ、ヤブツバキ、トベラ、ヒメアオキ、ナンテン、ヤブコウジ

③ 草本

夏緑草本：アメリカヤマゴボウ、アマドコロ、ハコベ、ヒナタイノコズチ、ヨモギ、

オニユリ、ミズヒキ、ケイタドリ、ツユクサ、キツネガヤ、シオデ（実生）

常緑草本：ヤブラン、シュロ、（ハチク）

・結果の概要

40数種の植物が分布しているが、その内16種のつる植物が生育していることが、この竹藪の特色とみることができる。竹藪の中で生存するには、竹林を覆うことのできるつる植物が優位を保っているとみられる。

今後、竹藪の整理を行い、地面に光が届くような環境になれば、様々な植物が生える可能性があるが、竹が密生している現況では、それほど多くの植物が生育している状況ではない。

現状で多くのつる植物が生育し、竹藪の整備が行われれば、つる植物が更に繁茂する可能性は高い。竹を良好な状態で生育させるには、つる植物、特に優位に繁茂するフジやクズなどを除去する作業も欠かせないことになろう。

4. 今後の課題

逆ダケのような特殊な性質をもった竹林の維持管理手法は、いまだ確立していない。しかしながら、近年竹林が放置されるようになって、逆ダケが衰退してきた現状を考えると、従来人々が行ってきたこの竹林への関与が逆ダケの生育環境を守ってきたと言えることはできよう。今後、逆ダケの藪を回復させるには、手を加えながら、様子を

見守り、管理方法を考えていく必要がある。そのためにも、まずは逆ダケの生態についての基本的情報を集める必要があり、今回設置した調査区は、そのための継続調査地とすべきである。

今後調査研究を進めていく必要がある点として、

- ① 逆ダケの稈サイズや形態的特性を、普通竹（ハチク）と比較・検討すること。
- ② 出筍期や稈寿命などの特性を明らかにすること。
- ③ 逆ダケの平面的な分布の経年的変遷を明らかにすること。また、逆ダケの疎密に経年的な変化が生じるかどうかを明らかにすること。
- ④ 混在する普通竹（ハチク）の生育密度によって、逆ダケの生育状況に変化が生じるかどうかを明らかにすること。
- ⑤ 逆ダケでは、一連の地下茎でつながった個体の全ての稈が枝垂れの形状を示すのかどうかを明らかにすること。また、1個体の広がりや毎年1個体からどれくらい新しい稈が出るのかを明らかにすること。

等と言った項目が挙げられる。このうち、①～③については、今回の調査区において、継続調査を続けることにより、明らかにすることができるであろう。

④については、普通竹の密度調節（間伐）を行う調査区を設定することにより明らかにできる。本調査区においては、b区とd区で、2004年10月19日に、普通竹の半数を伐採して除去した。今後のこれらの調査区での逆ダケの生育状況を調べることによって、逆ダケの良好な生育環境についての情報が得られるのではないだろうか。

⑤については、一連の逆ダケの地下茎を掘り起こして、1個体の広がりを調べるとか、つながりのある稈の形態の観察を行うという手法が考えられる。また、立竹の葉を採取して、そのDNAを調べることにより、1個体の広がりを明らかにするという手法をとることもできる。今までのところ、まだこの項目については取りかかれていないが、将来的には逆ダケの広がりを知るためには必要な項目であろうと思われる。

逆ダケの藪の管理を行うためには、これらの基礎情報をもとに、竹林整備や適度の管理伐を執行し、その経過を見ながら管理手法を確立していくという手順が必要であろうと思われる。また、ある程度情報が蓄積した後は、現在逆ダケの生育が見られない地域へ、逆ダケの地下茎を移植するという手法の検討も可能かも知れない。いずれにせよ、手を加えては、その結果をモニタリングしながら進めていく必要がある。



写真5 調査区内のマーキング

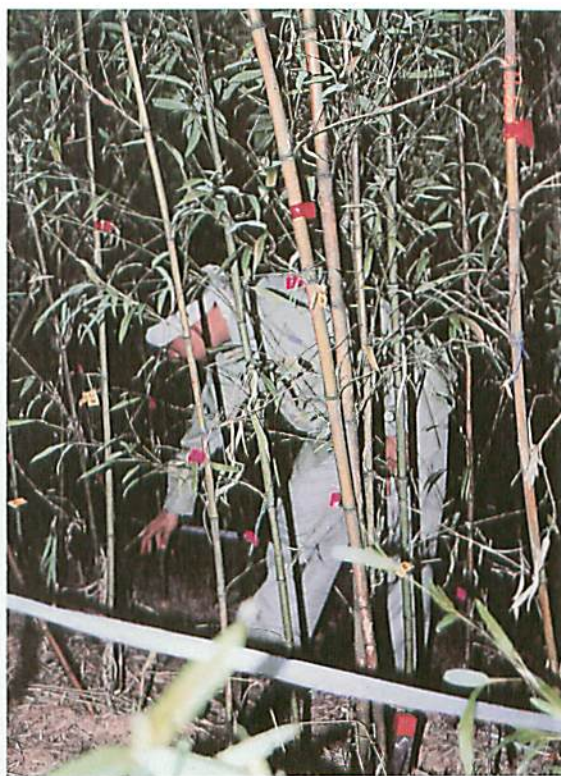


写真6 調査区内の調査状況



写真7 調査区内の逆ダケ（中央軟弱な竹）



写真8 調査時、当年の稈（地際に稈鞘残存）



写真9 竹林を覆うつる植物：クズ



写真10 竹林を覆うつる植物：カナムグラ



写真11 竹林を覆うつる植物：エビヅル



写真12 竹に絡むつる植物：ネナシカズラ



そのためには、行政や専門家だけではなく、常に逆ダケの藪を見守ることのできる地元の人たちも一体となった取り組みが必要となる。地域の貴重な文化財として、多くの人々の関心を高めていき、長い目で取り組んでいく必要がある。

## 第2節 歴史的観点からみた逆ダケの藪

### 第1項 はじめに

自然界の合理的解釈のつかない現象が不思議であり、文化9 (1812) 年に江戸の永寿堂から刊行された橋崑崙<sup>こんろん</sup>の著した『北越奇談』には「七奇弁<sup>しちきべん</sup>」として越後の様々な七不思議を記している。七不思議は越後だけではなく各地にあった。江戸の本所と千住の七不思議に片葉の葦があり、上越市五智の片葉の葦も不思議とされていた。人々が古くから不思議と意識していたものの中には、聖地や聖域に関係すると考えられているものも含まれている。

鎌倉時代に浄土真宗（一向宗・門徒宗）を開宗した親鸞<sup>しんらん</sup>は、建永2 (1207) 年 (10月に承元と改元) に尊修念仏弾圧<sup>せんじゆ</sup>で越後に流された。配流された親鸞にまつわる不思議を親鸞の七不思議という。親鸞の七不思議は頸城地方と蒲原地方に多いが、いうまでもなく両地方は濃密な浄土真宗の分布地域である。

また、蒲原地方の代表的な七不思議と伝承地を掲げると別表のとおりである。いずれも親鸞の教えのありがたさや、真宗の教えの興隆を示す奇瑞として、自然界の不思議な現象が伝えられているものである。

本稿では、そのうちの一つである逆ダケをとりあげ、その伝承を持つ鳥屋野<sup>とやの</sup>の鳥屋野院西方寺<sup>さいほう</sup>、西堀通の鳥屋野院蒲原浄光寺<sup>かんばら</sup>、鳥屋院北山浄光寺<sup>とやのいん</sup>の寺史をみながら、逆ダケの伝承がどのように成立し、人々に受けいれられ、信仰され、巡拝地とされてきたのかをみていってみたい。

<別表1>

<親鸞の七不思議>

- |   |                                  |  |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | <sup>さかさ</sup> 逆ダケ               | 新潟市鳥屋野の鳥屋野院西方寺，同市西堀通の鳥屋野院蒲原浄光寺，同市西堀通鳥屋院北山浄光寺                                 |
| 2 | <sup>かわごえのみょうこう</sup> 川越名号       | 新潟市平島の鈴木家，同市酒屋町酒源山八木山 <sup>きょうかくじ</sup> 敬覚寺                                  |
| 3 | <sup>やき</sup> 焼 <sup>よな</sup> 餅  | 西蒲原郡黒埼町（現新潟市）山田の田代家，新潟市平賀の山田院焼餅山 <sup>せいりょうじ</sup> 誓敬寺                       |
| 4 | <sup>つなぎ</sup> 繫 <sup>がや</sup> 櫃 | 南蒲原郡田上町の <sup>りょうげんじ</sup> 了玄寺，新潟市酒屋町の繫櫃山 <sup>さいりょうじ</sup> 西養寺              |
| 5 | <sup>はちふさのうめ</sup> 八房梅           | 北蒲原郡京ヶ瀬村（現阿賀野市）小島の八房山小島御坊 <sup>ばいごじ</sup> 梅護寺，阿賀野市山口の <sup>ぜんしりょうじ</sup> 善照寺 |
| 6 | <sup>じゅうすかけざくら</sup> 数珠掛桜        | 北蒲原郡京ヶ瀬村（現阿賀野市）小島の梅護寺（八房梅と同寺院）   |
| 7 | <sup>さんどくり</sup> 三度栗             | 北蒲原郡安田町（現阿賀野市） <sup>むすだ</sup> 保田の焼栗山孝順寺                                      |

<別表2>

<国指定天然記念物>

- 1 梅護寺の珠数掛ザクラ
- 2 了玄庵のツナギガヤ
- 3 鳥屋野の逆ダケの藪

第2項 「二十四輩順拝図会」の「逆ダケの藪」

享和3（1803）年に，京都・江戸・大坂の書林の協力もあって刊行された河内国専教寺了貞撰述の「<sup>にじゅうよはいじんぱいすえ</sup>二十四輩順拝図会」は，法座による布教伝道と親鸞の祖徳をしのぶ遺跡の巡拝の勧めとして，蓮如以来の門信徒の間に受容され，巡拝に資するものとして出版されたが，当時行われていた名所図会の体裁になったものである。

「二十四輩」とは親鸞の関東時代（42～62歳の頃，流罪地の越後でおよそ7年過ぎた後に，建保2（1214）年に関東に入った）の高足の門弟24人のことをいうが，その二十四輩を開基とする寺院を順次に巡拝することを「二十四輩順拝」という。その他に親鸞の旧跡・蓮如に関するものがおさめられたものがこの順拝図会であるが，参詣の順序は，宗祖親鸞の教化の跡をたどるものとして概して定まった頃のもので，京都一北陸

路—越後—信州—下越—出羽—陸奥—常陸—下野・常陸・下総の旧跡—江戸—東海道の経路をとる。旧蹟巡拝の盛行した頃のものとして、ここに逆ダケがどのように記されているかあげてみたい。

<sup>さか</sup>逆ダケの菰弥彦の庄より八里 同国蒲原郡金津庄烏屋野にあり

逆ダケの旧跡は承元元年高祖聖人当国へ配流せられ給ふ御とき、建暦元年勅免を蒙り給ふまで五ヶ年の間は、上越後下越後の所々に往返在<sup>いま</sup>して御化益あらせ給ひ、勅免の宣旨を蒙り給ふといへども、又彼所に化を施んとて、建暦建保の間には東関の国々へ立越て、諸方の群類を教化せしめ、又越後の国へも帰りたまひ御教導<sup>さか</sup>壯んにおわしましけるが、聖人当国御在国の砌、此地に一字を営み、居住在して近隣の在俗を御教化あらせられしかども、兎角して教えに靡き御法を信ずる輩多からざりし程に、はなはだ歎きおほしめして

此里に親の死したる子はなきか御法の風に靡く人なし

と詠じ給ひ、何とて無常転変の無莫世の形勢をしらざるや、後の世は<sup>さんまくどう</sup>三悪道の<sup>くるし</sup>苦みに墮<sup>おち</sup>て浮む事なき浅猿き身を思はざるやと御心のみ尽させ御教化あらせ給ひければ始めは<sup>じやくんほういつ</sup>邪見放逸なる<sup>やから</sup>族も、此御教<sup>このごきょうじ</sup>示を聞と等しく<sup>きく</sup>竟に<sup>つい</sup>宿善<sup>しゆくぜん</sup>の時あらはれ、<sup>ほんがん</sup>本願を<sup>しん</sup>信じ、<sup>しょうみょうねんぶつ</sup>称名念仏するもの数百人に及び、御教法になびく輩夥しかりける。

逆ダケの旧跡は、建永2（1207）年（10月25日に承元と改元）2月18日、越後へ配流になった時、建暦元（1211）年11月7日赦免になるまで5か年の間は上・下越後の所々に往き返りして教えを説かれ、赦免になっても、東関東の方や越後で布教していた。

聖人が越後在国の砌、烏屋野に一字を営んで周辺の人達に教化・布教したけれども、教えを信ずる人達が少ないことを歎かれて、

この烏屋野の里には、親を亡くした子はいないのだろうか。阿弥陀如来の救済を信ずる人がいないことよ

と詠じ、どうしてこの世はすべてのものが生滅変化して静止することのないことを知らないのだろうか、来世は<sup>さんまくどう</sup>三悪道（地獄道・餓鬼道・畜生道）の苦しみに沈んでしまう身のことを考えないのだろうか、心を尽し教化に尽力された。はじめは教えをうけいれなかった人々も、阿弥陀如来の本願を信じ、口に念仏を称えるものが数百人におよび、教えを信ずるものが非常に多くなったのだった。

或時高祖聖人、此御坊に坐して御教化ありけるに、遠近の道俗（僧侶や俗人）参詣し、群をなし是を聴聞しける折から、聖人久敷突せ給ひし紫竹の杖を庭前の地にさし込めて諸人に対して宣ふは、いかに人々これ見給へ、すべて草木心なしとはいへとも、今親鸞がすゝむる所の法義仏意に叶ひ末代に榮ふるものならば、此枯竹に根芽を生じ、而て枝逆に繁茂すべし、これ予が教法の真偽を示す所也と宣ふ、  
此時いまだ不審思ふ所に、半月をへ歴ざるに不思議なるかな、此杖竹枝葉茂りて逆様に生い出れば、諸人殆奇異の思ひをなし、遠近に聞えて群集し、実に聖人は凡人にてはましまさずかゝる権者の御教法いかでか疑ひ有べきやと、彌信仰肝に銘じ、御教化に随従して本願を信じ念仏するものおびた、しかりける、夫より年月へ歴るに随ひ、筍を生じ株を増し枝葉ともに繁茂せり、然れども年久しきを経りては、宗旨信仰の者其外の諸人珍敷竹也とて伐取ほどに、老竹のさかしま竹減少して、枝も葉も正の竹と成りしかども、節は有て虚の筋なく、又葉裏を返し葉表うつむき、其中にも逆しまに枝の付たる竹も間々に有、藪は南北四十間斗東西二十四五間、其竹林の内に又五六間四方の空地あり、其所には竹は勿論一莖の草も生ぜず、是聖人御住居の跡也といへり、順徳帝御幸有し時の馬冷しの池あり、藪の中に馬繫ぎ杭とて榎の老木あり、高祖聖人の堀給ふ井も此ところにあり、正保三年の頃、本山より命令あつて御敷地に石燈籠を建給ふ

（振り仮名・読点は筆者）

ある時、親鸞聖人が鳥屋野の御坊に坐して御教化をされている時、遠近の僧や人々が群をなして参詣し、聖人の教えを聴聞している時に、親鸞聖人は前から使用していた紫竹の杖を庭前の地にさし込み、参詣の人々にいわれるに「どうですか皆さん、これを見てください、すべて草木に心なしといいますが、今親鸞が皆さんにすゝめている法義が仏意に叶い、末代に榮えるものであれば、この枯れ竹に根芽を生じ、それから枝が逆に繁茂する筈です、このことが私の教法（教義）の真偽を示す所なのです」と言われた。

この時はまだ疑わしく思っていたが、半月も経過しないのに、不思議なことに、この杖竹に枝葉が茂って、逆様にはえ出てきたので、人々は不思議なことだと思い、これが遠近に聞えて人々が群集し、実に親鸞聖人は凡人ではおられず、このような不思議をあらわす聖人の教えをどうして疑われようかと、いよいよ信仰を肝に銘じ、教えに随つて本願を信じ、念仏する者が甚だ多かつた。

それより年月が経過すると共に、<sup>じゅん たけのこ</sup> 筍（筍）を生じ、株を増し、枝葉ともに繁茂した。しかしながら、長年月がたつと真宗の門徒やその他の者達が、珍しい竹だと伐りとるために、老竹の<sup>さかしまだけ</sup> 逆竹が減少して、枝も葉も正の竹と成ったけれども、節はありて虚の筋なく、また葉裏を返し、葉表うつむいて、その中にも逆しまに枝のついた竹もあいだあいだにあった。

藪は南北四十間ばかり、東西二十四五間、その竹林の内にまた五六間四方の空地があって、そこには竹は勿論一茎の草も生じなかった。是は聖人御住居の跡ということである。

順徳帝（建久8（1197）年～仁治3（1242）年）父の後鳥羽上皇と討幕計画を進め、承久3年5月挙兵して破れ、7月佐渡に配流、21年間を配所に送る）の行幸があった時の馬冷しの池があり、藪の中に馬繋ぎ杭という榎の老木がある。親鸞聖人の掘られたという井もこのところにある。正保3年（1646）の頃本山より命令があって御敷地に石燈籠をお建てになった。

いささか繁雑になったが、逆ダケに関して「二十四輩順拝図会」に掲げられている原文と意訳をした釈文をそれぞれ二つに分けてあげてみた。逆ダケについての伝承が定説化され、最もととのった形のものと考えられるからである。

### 第3項 「逆ダケ」の旧蹟寺院

「二十四輩順拝図会」には、前述の「<sup>さかさ</sup>逆ダケの藪」に続いて、巡拝する寺院として、逆ダケの伝承を持つ三か寺をあげている。

北<sup>(マ)</sup> 藪 山西方寺 東派 同所にあり

鳥屋院と号す、本堂十二間に九間、右に云逆竹の御旧跡は此院の支配所也、此寺に八竹紫竹染分竹一重竹とて逆竹の藪より出たる珍竹を伝来せり、高祖御真筆十字尊号を安置す、画像本尊二幅<sup>覚如上人</sup> 御筆 御伝絵抄覚如上人の御筆

北山浄光寺 西派 鳥屋野より一里新潟に有

本堂十一間四面、僧坊二区、人皇八十四代の聖主順徳帝の勅願所也、本尊阿弥陀如来は同帝の勅願安座の靈尊なり、承元元年丁卯より高祖聖人当国に五ヶ年の間在国、坐して鳥屋野の里に一院を御建立の上、御化導あらせ給ふ、彼竹杖に根芽の生せし奇特、

遠近に聞へて諸人奇異の思ひを成し、参詣群集する事誠に蟻の集るが如し、其折から承久三年の暦、順徳帝佐渡国へ遷幸ましまして、聖人の化導逆竹の奇特等叡聞に達し、此御坊に御幸ならせ給ひ、即ち聖人の御教化を受させ給ひ、殊更に念仏往生の安心を得道あらせけるが、帝随喜渴仰のあまりに震翰を下して鳥屋院浄光寺と勅額を賜り、又御守の御本尊黄金の弥陀仏を此院に奉納たまふ、御製

うちなびくすへ葉をうけてはし鷹の鳥屋野のあさち霜結らん

これは、今の鳥屋野逆竹の御坊の旧地也しが、中古由縁有て、院を此所に移し、高祖開建の御坊順徳帝勅願所を相続すと云云 ○蓮如上人遺徳記の一に曰、先師三十五歳乃至それより北山鳥屋野院浄光寺に入給ひ、なを尊跡を見給ひて感涙を交へ給へりとあり、

○盃宝(てい)品 泥筆十字名号高祖上人 ○住立空中の阿弥陀仏高祖上人 ○六字名号法然上人 ○善導法然対座の御影法然上人 ○蓮如上人自画御影 ○同上人鳥屋野の御書  
逆竹是即彼藪に生じたる竹にして目下り逆さま形ちの竹なり 黄金の弥陀仏順徳帝御守仏也

○順徳帝鳥屋野御詠歌御震翰也

金波山浄光寺 西派 鳥屋野より一里新潟に有

当寺は新潟鳥屋野院蒲原浄光寺と号く、彼鳥屋野竹林の御坊より此地に引移る所也、北山浄光寺と同由緒の寺にして、御弟子蒲原法爾相続せる所也といへり、同所同号なるかゆへに北山浄光寺と号し、蒲原浄光寺と号くるなり ○高祖真蹟十字名号御光の中に十二光仏あり下に蒲原法爾と有 ○弥陀の尊形法然上人 ○六字名号蓮如上人

鳥屋野にはもと浄光寺があったが、新潟町へ寺基を移転し、その後、能登国羽咋郡北畠村に創立した北園山西方寺が天正9（1581）年3月に新潟町へ寺基を移転し、さらに東本願寺の命を受けて元和4（1618）年、一説には元和5年4月に親鸞の旧蹟地守護のために鳥屋野へ移ったという。この移転の次第や、幕末期の竹林の管理、新発田藩への竹の上納など同寺に史料が保存されている。（新潟市文化財調査報告書「寺院Ⅰ」103～134頁参照）。

また、金波山・鳥屋野院・蒲原浄光寺の由緒・法物・関連史料については、次頁であらためて逆ダケとの関係でふれてみたい（同市文化財調査報告書「寺院Ⅳ」115～125頁参照）。

#### 第4項 「逆ダケ」の伝承の成立

逆ダケの伝承と関連寺院については、宝暦6（1756）年に刊行された越後の代表的地誌である丸山元純の『越後名寄』巻四、先述の文化9（1812）年に江戸永寿堂より発売された橋 崑崙の『北越奇談』巻之二、水原のおだじま小田島允武による文化12（1815）年の『越後野史』巻十などがよく知られているところである。

親鸞の七不思議や、特に「逆ダケ」についてはいつ頃から浄土真宗の僧侶や門徒（信者）をはじめとする人々に語られるようになったのであろうか。

大永4（1524）年から天文2（1533）年に成立し、本願寺八世蓮如の七男蓮悟が父の言行を集め、十男の実悟が記し、蓮悟の子兼興が添削したものと奥書にある「蓮如上人遺徳記」によれば、蓮如が宝徳元（1449）年に親鸞の旧跡を巡拝し、鳥屋野にあった浄光寺に入り、親鸞草庵跡を詣でたとしている。

天正年間（1573年～92年）に、前述の本願寺八世蓮如の十男実悟（明応元（1492）年～天正11（1583）年）が著した「山科御坊事並其時代事」には、

浄光寺越後国開山御座所、非末寺云々 文亀比迄有之、今依乱御坊跡ハカリ  
とあり、文亀年間（1501年～04年）まで鳥屋野に浄光寺があったが、天正頃に戦乱によって坊舎を失い、跡ばかりであったと記されている。

その約20年程前、大坂枚方（現枚方市）の順興寺実従（本願寺八世蓮如の十三男）の記した「私心記」には、天文24（1555）年2月28日の条に、

○上人御筆、鳥屋院三尊御影上セラレ候間、慶寿院殿へアテアゲ申候、昨日来ル  
とある。この三尊御影を越後鳥屋院から寄進された慶寿院は、本願寺九世実如の第三子円如光融の室である。この絵像は西本願寺に所蔵されており、岡村喜史「親鸞聖人御影像を詠む⑨」（本願寺出版社『季刊せいてんNo.59』）によれば、画面上部から順に善導大師・法然上人・親鸞聖人が描かれ、善導大師は右斜め向きに、法然上人は左斜め向きに、親鸞聖人は右斜め向きとともに立像という像様をとる。短冊状に白く塗った札銘には、それぞれ「光明寺善導和尚」「黒谷源空聖人」「本願寺親鸞（鸞）聖人」と同筆で墨書されている。影像の描写の特徴から南北朝期（14世紀中頃）の制作に間違いはないが、札銘の筆跡については、宮崎圓遊氏の本願寺三世覚如説に対して、現段階では保留しておきたいとしている。

この「善導・法然・親鸞三祖御影」（三尊御影）を石山本願寺に寄進した越後鳥屋院は、加賀国（現石川県）山田の光教寺頭誓の「反古裏書」に再登場してくる。これは、永禄



11 (1568) 年に書きあげられたもので、顕誓は本願寺八世蓮如の孫でもある。

(前略) 又越後国蒲原郡ト云所ニ一字ヲタテ在ス、浄光寺ト号ス、是勅願寺也、又鳥屋院ト申奉ル貴場有リ、順徳院御幸アリシ所也、カノ所ニ紫竹アリ、昔シヨリ今ニ繁茂アリ。仏閣ノ其跡ニハ今モ草一茎モ生イテストナン、諸人貴ミ奉ル者也  
と記されているが、これが親鸞の七不思議の逆ダケに関する最初の記録である。

天文24年に石山本願寺とも密接な関係をもっていた浄光寺が、天正年間の戦乱による荒廃の後、越後国開山御座所、非末寺という状況を背景に再興されていくのは想像に難くない。そして、その百年余り後の元禄初年(17世紀末)に真宗の教義や歴史をまとめた「叢林集」には、鳥屋野の「逆ダケ」の奇瑞と、「反古裏書」にもあるように竹林の中の親鸞の庵の跡には竹も草も生えないことが記されている。さらに、八房の梅、三度栗、上越市の浄興寺と本誓寺の川越名号も記されており、七不思議の幾つかがあらわれる。

このように、親鸞の七不思議は、戦国時代から次第に世上の話題にのほり、江戸時代前期に成立したと考えられる。その背景には、七不思議の語られる以前の七不思議の場所・関連寺院が、蓮如(1415年～99年)以前の初期真宗の拠点とみられること(『新潟市史』通史編1第4章第5節第2項参照)、頸城平野や蒲原平野の開発の進展にともなう真宗寺院の寺基移転・門徒の移動と増加、江戸時代の幕府の宗教政策による寺院保護、特に布教と聴聞を特徴とする教団の発展などをあげることが出来る。また、真宗僧侶の談義(説法)に重点を置いた布教も大きな役割を果たしたことであろう。

そして、江戸時代には、西国三十三か所、坂東三十三か所、秩父三十四か所、四国八十八か所などの霊場巡りや伊勢の御蔭参りなどの熱狂的集団参詣の流行とあいまって、真宗門徒のレクリエーションの場所として巡拝され、全国各地から親鸞の越後七不思議の参詣がなされ、次第に伝承が厚味を増していったものと思われる。

## 第5項 江戸時代の巡拝

二人の人物の巡拝の様子を、その記録からあげて紹介してみたい。まずその一人は、越中国(現富山県)婦負郡宮尾村の長百姓内山治右衛門長子として、元禄14(1701)年に生まれた内山逸峰である。安永9(1780)年に80歳で没したが、享保17(1732)年に家督を継ぐが、その6年前の同11年武者小路家に入門し、歌道に精進している。元文元(1736)年から8年間十村役をつとめたりした。逸峰は七代目であるが、初代の昌

峰は新田開発のために宮尾村に移住し、真言宗から一向宗の専竜寺の門徒に宗旨替をした。以後熱心な真宗門徒として代々経過してきた家である。家督を継ぎ富山藩主に初お目見の頃から歌人として藩の文人達との交遊も始まり、明和元（1764）年には武者小路家の歌会に初出席をしたりしている当時の一級の知識人であった。

この内山逸峰が記した「明和元歳次甲申七月念六焉 式拾四輩并御旧跡経廻牒 内山治衛門」（岡村日南子解説『内山逸峰集』享保～安永 桂書房）によって逆ダケのことがどのように記されているか掲げてみよう。「式拾四輩遍歴序」として、「ことし明和のはじめ、文月末の六日、<sup>(二十六日)</sup>法の師の御ンくるしみの御跡をしたひ奉りて、秋草の露ふみわけて、むしの声ごえもあはれを告がほなる頃」に近くの御跡からはじめて巡拝に出かけたと記している。二十四輩とは親鸞の直弟達であることは前にもふれたが、江戸中期になって親鸞や蓮如の布教の跡である旧跡めぐりや二十四輩巡拝が盛んになると、関東以外にも多くの遺跡と称する寺院が続出した。これがまた当時の旅行ブームに拍車をかけたともいえる。逆ダケについては、廿四輩十一番とされた越後水原の無為信寺の次に記録されている。

越後蒲原郡金津庄

竹林御旧跡 鳥屋院西方寺 ㊦

申八月廿七日上ル

西方寺ヨリ式三丁北ノ方ニ七間四面斗ノ御堂アリ、此境内ニアル事也。聖人<sup>(尊賢)</sup>ジユズケサ等ヲ御懸被遊候テ、朝夕御手水被為成候松アリ、其松ノ木ノ下ニ御手水ノ井戸アリ、□ガヒ水ニスルナリ

サカサマ竹ト申スハ、上人御杖ヲサシ給<sup>たまひ</sup>シニ、枝葉生じたる也、<sup>すなはち</sup>則サカサマニ枝ノ付テ葉ヲ生ジタル由ナレ共、今ハカレテナシ、其サカサマ竹ノ□ヒロガリテ今ハ竹林トナレルト也

此所ニ聖人三年御居住被為成候所也。廻リハ葉竹藪ニテ、木戸ハ柵門アリテ内ハ六間四面斗アリ、石塔アリ

箸鷹のとやの、里にやどりしてむかしを思ふ旅のあはれさ

右同郡新潟津鳥屋野院城北山浄光寺 鳥屋野さかさ竹の御旧跡也

宗祖聖人御艸創

八十四代順徳帝勅願所

判 蓮如上人行化之靈場也

申八月廿八焉

知事蓮念寺 判

(木版刷)

越後国蒲原郡新潟津

金波山鳥屋院蒲原浄光寺者

祖師聖人御草創之精舎也

開基法尔御坊

一 十字御名号 祖師聖人御筆

右両脇十二光仏并蒲原法尔ト表御真筆

当番役僧 判

右之外靈宝品々略之

此寺モト鳥屋野ニアリ、明暦年中（1655年-58年）新潟御移リ、只今ノ西方寺ハ御  
当時留守居躰ニ被為遊置候由也、宝徳年中（1449年-52年）蓮如上人越後へ御下向  
候、則此寺ニ暫ク御逗留、数々御形見アリ

一 順徳院<sup>(佐州)</sup>へ御流浪ノ御時、鳥屋野村ニ御立寄被為成。鳥屋野院ト申御勅額、守  
御本尊弘法大師御作、金仏ノ阿弥陀、并御製御真筆、

打ナビク末葉ヲカケテハシ鷹ノトヤノ、浅茅露結ブナリ

箸鷹のとや野の里に宿りしてむかし思へば袖のしら露。逸峰

此歌はとや野にてよむ。此寺の歌にてはなし、此寺浄光寺といへば、

後のよの人の為とて御仏のきよき光や絶ず見すらん

この後、実源山真浄寺、長崎山真栄寺を巡拝し、判を貰っており、新発田を経て山形  
へ向っている。

次に『泉光院江戸旅日記』（石川英輔著 講談社刊）によって、内山逸峰とはまた別の  
旅をみてみたい。同書は向州（宮崎県）佐土原<sup>きどわら</sup>の真言系である当山派（醍醐寺三宝院に  
属する）の山伏寺安宮寺の住職泉光院野田成亮<sup>のたげすけ</sup>の回国<sup>かいく</sup>の記録「日本九峰修行日記」によ  
るものである。文化9（1812）年9月3日に故郷佐土原を出て、6年2か月後の文政元

(1818)年11月7日に再び故郷に戻った。その間、南は鹿児島から、北は秋田の本庄までをたまに渡船を使う以外は徒歩でまわった。同行は合力の男一人だったという。足をふみ入っていない所は、現在の県名でいえば、青森・岩手、四国の香川・徳島・高知で、それ以外はたくはつ托鉢しながらかいく回国の旅をした。安宮寺はじきまつじいん直末寺院で、その住職である泉光院は最高位だいせんだつの大先達であったが、その旅はこつじ仏教僧侶の乞食修行の旅であった。

越後には文化13(1816)年6月に入り、23日信濃川を船で渡り長岡城下を通り蔵王権現に参詣、蔵王町泊。24日～28日は国上村国上寺のご開帳、野積の西生寺の弘智法印に詣で、弥彦大明神参詣、三条へ出て日蓮宗本成寺に参詣、如法寺村の庄衛門宅が、越後七不思議の一つである<火の出る宅>なので見に行く。天然ガスを詳細に観察記録している。その後、油の湧く池を見て新津市柄目木の医師宅で泊めてもらう。

29日 小島で親鸞の古跡の「八房の梅」をみて、福井村(阿賀野市福井)で同じく「三度栗」へ行き、亀田の宿場泊。

30日 戸野村(鳥屋野)で親鸞ゆかりの「逆様竹」を見て、信濃川を船で新潟に下った。本所泊。

7月1日に新発田へ行き、近在の名所旧蹟をまわって出羽国に入っている。

## 第6項 おわりに

親鸞の七不思議の一つ「逆ダケ」というのが、どのようにして江戸時代に語られ、特に中期以降にはととのった形で語られ、種々の本に記されてきたかをみてみた。また、その成立が、いつ頃にどのような社会的背景の下に成立したのかという点についても述べた通りである。

親鸞の越後配流という政治的要因をもとに、非僧非俗を宣言し、愚禿親鸞と名乗って、その在家仏教としての教義を説いた親鸞と、自然界の不思議=聖なるものの自然物へのあらわれという精神的な内容の結びつき、さらに浄土真宗の広まりと社会情勢の進展の中で、また経済的な変化の中で、江戸時代中期以降になると旅を通じて出かけるという人々の欲求と結びついて、親鸞の七不思議というものが特に著名になっていった。

幕府や領主達も、神社仏閣に参詣することや、湯治に出ること、他国の親類縁者との交渉(見舞い・葬式など)は許容していた。これらの名目で旅に出て、目的地につくまでは名所とあれば、見物するし、参拝や参詣の目的と関係あるうがなかるうが観光に、レクリエーションに精を出した。このように種々の要因が複合的に作用して今日に至っ

ているのであるが、ややもするとそれが単純化され、忘れ去られようとしているのが昨今の状況である。あくまでも包括的な観点、立場からあらためて、現代社会における文化財とは何か、単なる過去の遺産ではなく、それらが産み出されたことと、現在の私達との繋がり、さらに今の生活と結びつくことは何なのかということをしちんと位置づけ、実践を考え続けたいものである。

## 第4章 保存管理計画

### 第1節 現状と保存管理計画の必要性

#### 第1項 現状

##### 1 周辺の状況

鳥屋野逆ダケの藪の地は、東西約215メートル、南北約39メートルの細長い形をしている。逆ダケの藪に隣接して、藪の礼拝所、御多屋と呼ばれる萱ぶきの建物、広場・石碑などがある。また、周囲には高木も多く、住宅街に囲まれた歴史文化ゾーン、緑地ゾーンとなっている。主な歴史文化遺産には次のものが挙げられる。

- ①御多屋：真宗の本堂形式の建造物。逆ダケを護るために1702年に建造された。
- ②親鸞歌碑：1850年建碑。碑文「この里に親の死したる子はなきか、みのりの風になびく人なし」
- ③竹藪等の玉垣：1850年建造。延べ約81メートル。古志・魚沼に及ぶ多数の地名・信徒名等が刻まれている。
- ④御馬繋ぎの榎：順徳天皇が馬を繋いだと伝えられる。現在は石柱が残っている。

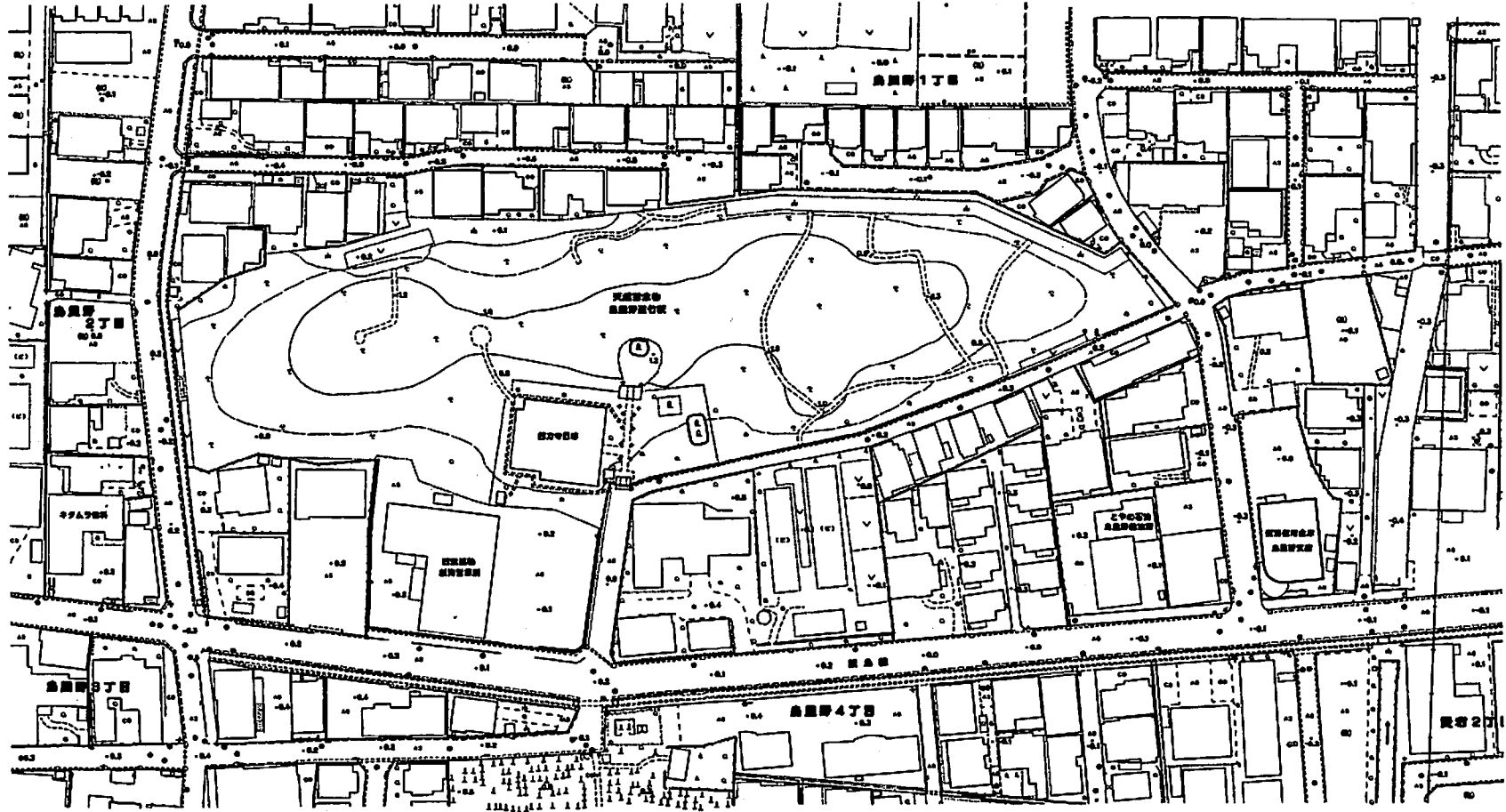
一般には、これらのものが一体となって、鳥屋野の旧跡とか、鳥屋野逆ダケの藪とかと、言われている。これらは、東西方向の砂丘列上にある。この砂丘列には、中世の遺跡も埋蔵されている。

鳥屋野逆ダケの藪への進入路（参拝路）は、南側中央に1本あるだけである。竹藪の南面東半分は道路に接しているが、これは幅3メートル前後と狭く、利用は多くない。また、西端が、幅8.4メートル道路に接している。その外は、住宅街と竹藪とが、ほぼ接している。住宅街は盛土造成されているので、逆ダケの地との比高差はほとんど認められない。貴重な歴史文化・緑地ゾーンなのに、閉鎖的で薄暗い空間になっている。

また、逆ダケの藪の地が、幹線の道路である紫鳥線から北に少し奥まったところに位置しているためか、その存在を知らない近隣住民もいる。

##### 2 逆ダケの藪の状況

全域に竹が密生している。昭和44年度に造成された管理用道路は廃道化し、竹の密生で歩行が困難である。大量の枯れ竹が放置されており、立ち枯れしている竹も多い。竹藪に発生する逆ダケの発生率は、減少が観察されている（3章1節参照）。



鳥屋野逆ダケの藪周辺

竹の生育にとって脅威である、フジ・クズ・アメリカヤマゴボウなどの様々な草木が生育している。竹にツルが絡んでいるため、竹藪の樹冠はでこぼこして一定ではない。また、ムクドリ・サギなどの野鳥も棲み着くようになっている。

逆ダケの減少は、その発生のメカニズムが解明されていないため、原因が不明であるが、過度な密生と鳥類営巣による藪の荒廃には、次の原因が指摘できる。

#### (1) 竹の手入れの減少

かつて、逆ダケの藪の竹も、食用の筍、農業用資材などに利用されてきた。その結果として、適度な間伐がなされたことにより、竹藪の古くからの環境が維持されていた。しかし、昭和40年ごろから、竹の利用は急減した。加えて、檀家の世代交代などにより、竹の手入れに、十分な協力も得られなくなった。

#### (2) 荒蕪地・緑地の減少

サギが棲み着き、藪が荒れるようになったのは、昭和末年ごろからといわれる。かつて、鳥屋野周辺では、ハチクの藪が各地にあり、その竹が農業用資材などに利用されてきた。昭和40年ごろ以降、竹の利用がなくなり、宅地化が始まると、荒蕪地とともに無用となったハチクの竹藪が、最初に住宅用地に開発されていった。ツル草も生えている逆ダケの藪は、サギなどが営巣できる数少ない緑地になった。

### 3 逆ダケの周辺への影響

荒廃した逆ダケの藪は、環境衛生・景観上、周辺住民に悪影響を与えている。特に、竹藪から発生するタケノホソクロバ（蛾の一種）と、竹藪に棲み着く鳥類が、周辺住民を悩ませている。

タケノホソクロバの幼虫は、竹の葉を食べて生長する。これに刺されると、激しい痛みとかぶれなどが生ずるが、年によっては大発生し、住民被害が発生している。この大発生は、竹藪の生育にも悪影響を与えている。

ムクドリ・サギ類は、騒音と、糞による悪臭の被害を与えている。

#### 第2項 保存管理計画の必要性

平成11年から野鳥が寄り付かないように磁石、反射テープを設置し、同13年からはサギ類を追い払うためのパトロールを実施した。これにより、野鳥の飛来数が減少したが、応急的な対応策である。



かつては、農業用資材の取得等による間伐、檀家・信徒による間伐等の生活に密着した利用により適正に管理されていた。逆ダケが良好に生育する環境を保全し、動物等による周辺への悪影響を解消するためには、竹の密生度をかつての状況に戻すなど、生育環境を改善することが必要である。しかし、かつての生活に密着した管理については、現状では復活が困難である。したがって、新しく保存管理計画を策定し、文化財としての保存管理体制の下で、生育環境を改善・維持する必要がある。

## 第2節 保存管理計画の基本方針

天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」の生育環境を整備し、地域の財産として有効に活用するために、次の事項を保存管理計画の基本方針とする。

- ① 「鳥屋野逆ダケの藪」の保護を第一とする。
- ② 環境衛生と景観を良好にし、周辺住民、周辺環境との調和を図る。
- ③ 逆ダケの調査・観察を継続し、植物学的な特性を解明する。
- ④ 隣接する御多屋等の文化遺産と合わせ、積極的な活用を図る。
- ⑤ 保存管理のための、関係者による協力体制を作る。

## 第3節 区域設定と管理方法

### 第1項 区域設定

天然記念物指定区域内の外周に、必要に応じて幅5 m程度の緩衝地帯を設ける。緩衝地帯の竹藪の高さは、刈り込みで50cm程度を維持する。これにより、悪くなっていた風通しと、旧来の景観の見通しのよさを若干回復させる。緩衝地帯は、隣接民家・公道への竹の倒伏防止や、害虫・落ち葉の周囲への飛散減少、並びに火除け地としても有効である。

緩衝地帯の内側における保護区域・活用区域等の設定は、逆ダケの発生のメカニズム等が不明であるため、今後の検討課題とする。

### 第2項 保存管理計画

#### 1 生育環境の整備

逆ダケの発生のメカニズムが明らかでないため、緩衝地帯の内側について、一般的な竹藪の管理と同様の、次の生育環境の整備を行う。

### (1) 生育阻害物の除去

- ・ 枯れ竹・倒伏竹を除去する。
- ・ フジ・クズ等のツル植物，アメリカヤマゴボウ等の外来植物を除去する。

### (2) 竹藪の間伐

通常ハチクのうち，古い竹を間伐し，風通しをよくする。

その年に生育した竹，若い竹，逆ダケは間伐せず残す。なお，具体的な間伐の程度については，今後の調査・観察の経過を見ながら決定する。ただし，本節第3項⑤に記す伐採は，これを例外として認める。

### (3) 定期的モニタリング

生育環境整備の効果を確認するために，定期的に竹の生育状況のモニタリングを行う。

## 2 管理環境の整備

竹藪の保存管理が適正かつ容易に実施できるようにする。

### (1) 管理用道路の設置

小型車両が竹藪を周回できる道路を設置する。道路は路面に竹が生えず，遊歩道にも適した仕様とする。また，風通し・日照に配慮する。

### (2) 境界施設の設置

天然記念物指定地の境界のうち，公道・宅地等に接している部分に，竹が指定地外へ広がらないよう，地下施設を設置する。また，周囲には，フェンスを設置する。

## 3 利用環境の整備

竹藪の中を散歩したり，逆ダケを観察したりできるようにし，一般住民に公開する。

### (1) 園路（管理用道路兼用）の設置

2(1)の道路を設置し，要所にベンチを設ける。

上記道路に通じる出入り口を数箇所設ける。防犯・防災上の点から，当面の間夜間は閉門する。

### (2) 駐車場の設置

天然記念物指定地の東側隣接地に，管理車両の駐車用を兼ねた駐車場を設置する。駐車場には，管理用具の保管や軽作業をすることができる建物を併設する。

### 第3項 保存管理計画の取り扱い

#### 1 文化財保護法の適用

上記保存管理計画は、天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」及び埋蔵文化財包蔵地であることから、文化財保護法の適用下で実施する。したがって、現状変更等を行う場合には許可が必要である。

ただし、竹藪は人の手が適度に加わることで生育環境が維持されることから、整備事業実施後は、次の①から④については管理者等による定常的、日常的管理行為として、現状変更として許可申請の手続きは不要とする。

また、⑤については江戸時代からの慣習があり、大正11年の天然記念物指定後もその慣習が維持されてきたことから、同様に手続きは不要とする。

- ① 枯れ竹の除去
- ② 雑草類の除去
- ③ 間伐のための伐採
- ④ 緩衝地帯及び管理用道路（園路）の確保のための伐採
- ⑤ 西方寺及びその檀家による、親鸞・西方寺への崇敬にかかる、これまで行われてきた程度以内の伐採

#### 2 保存管理計画の運用

次の事項に留意して運用する。

- ① この保存管理計画は、条例・規則等とは異なり、行政指導上の目安として設定するものであること。
- ② この保存管理計画は、平成16年度を基準として作成したものであり、今後の社会状況の変化、調査研究の進展に応じて逐次必要な修正や改訂を行うこと。
- ③ 非常災害の応急処置は、この保存管理計画の適用外とすること。

### 第4節 管理体制

本章3節の計画を達成するためには、新潟市が天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」の管理団体の指定を受け、保存管理に主体的に関っていくことが必要である。

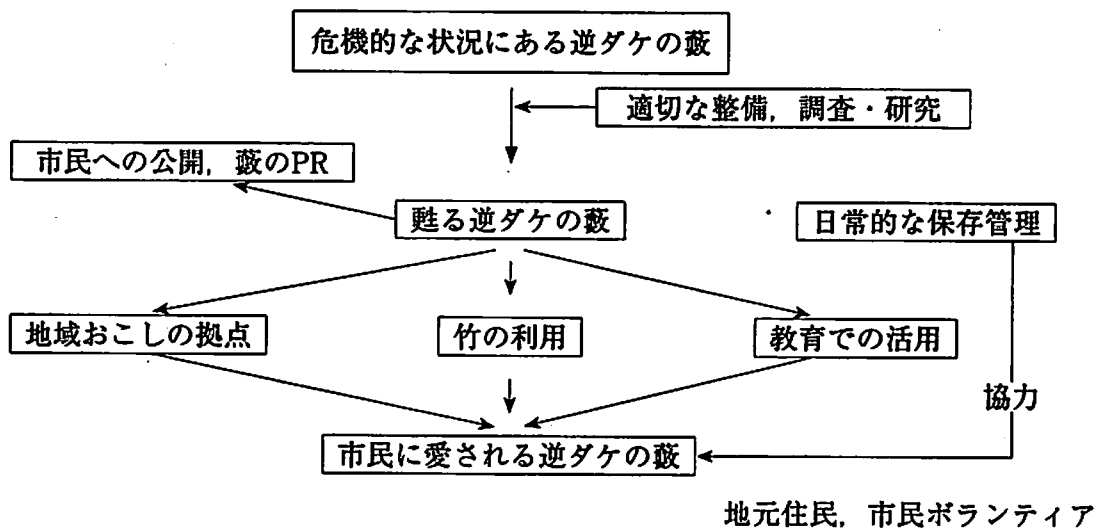
鳥屋野逆ダケの藪を地域の財産として保存していくためには、行政上の取り組みとともに、地域住民の参加が不可欠と考える。行政による普及啓発等の事業を実施する

とともに、地域住民等による管理・活用のための組織づくり、既存のボランティア団体との連携等を検討していくことが重要である。

## 第5節 活用

活用は、地域住民が主体的に発案・実施するものが効果的である。地域住民の交流を促進するための活用を含め、具体的には以下のものが想定できる。

- ① 逆ダケを探し当てる観察会の開催。
- ② 七夕飾りの時期に合わせた、竹の間伐会の開催。
- ③ 竹製品作りの講習会等の、材料確保のための間伐の斡旋。
- ④ 自然観察会・写真撮影会・写生会等の開催。
- ⑤ 逆ダケの藪のリーフレット作成、リーフレットや資料を利用した総合的な学習の開催。
- ⑥ 御多屋や周辺石碑などを含めた、地域巡見の開催。
- ⑦ 日常的な来訪者への逆ダケ発見情報の提供依頼。
- ⑧ 逆ダケ発生マップの作成と来訪者や市民への発生情報提示。



## 付記 計画達成に必要な行政措置

天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」の管理に伴う現状変更の取り扱いについては、保存管理計画に基づき適切な運用を図っていくが、その他の課題については、必要な行政措置を講じて管理していかなければならない。

### ① 公有地化について

現在、天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」の指定地は私有地である。鳥屋野逆ダケの藪を円滑に管理していくためには、国の補助を受けての公有地化が不可欠であると考えられるので、検討を進めていく必要がある。

### ② 鳥類による環境の悪化

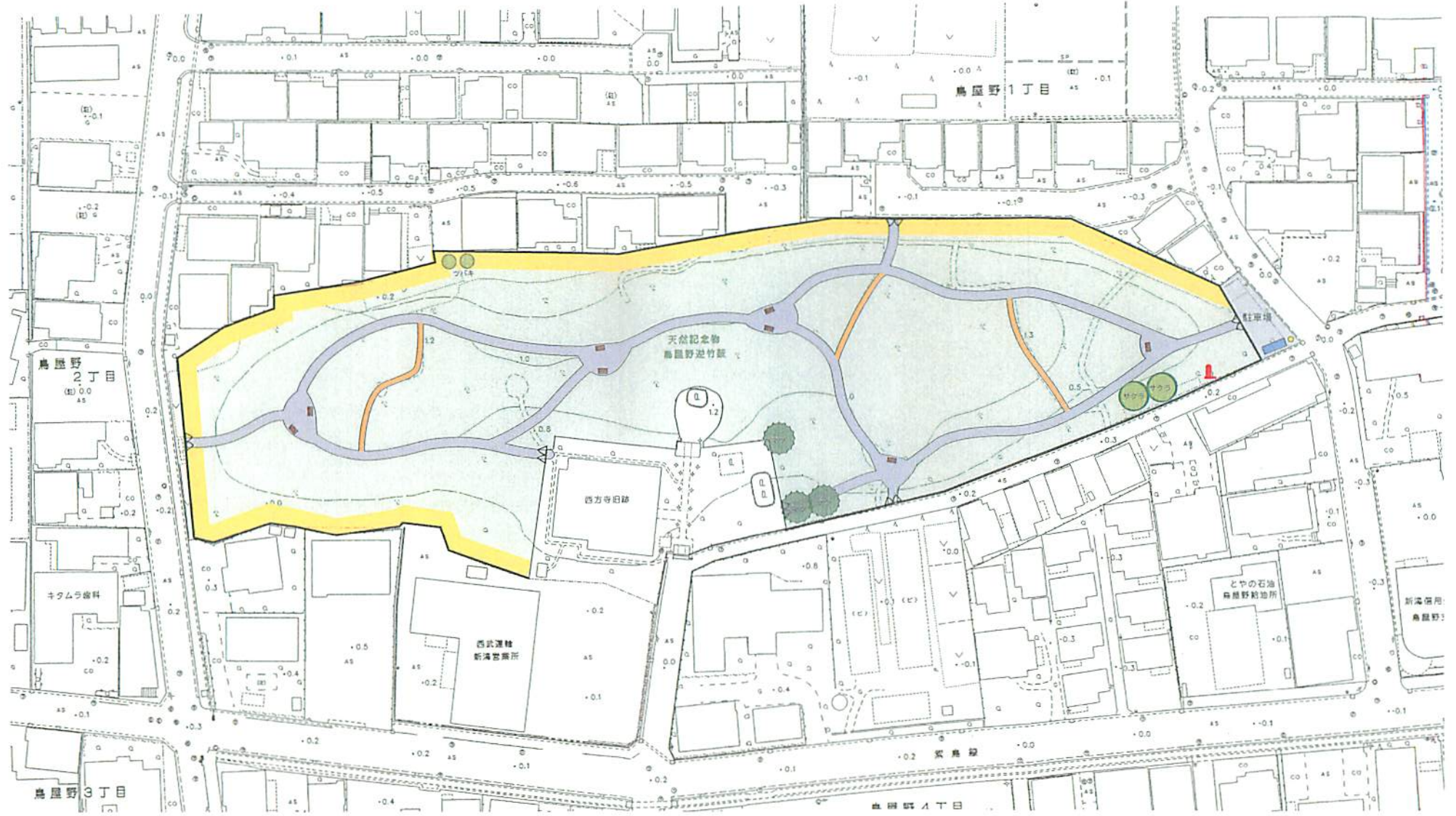
逆ダケの藪は貴重な緑地であり、さまざまな鳥の生息地となっているが、鳥類の営巣による逆ダケの生育環境の荒廃及び周辺住民の生活環境の悪化を防ぐために、定期的なパトロールを実施する。

### ③ 地域住民との連携

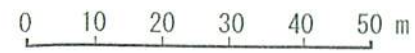
竹藪の管理・活用にあたっては、行政と、地域住民やボランティアなどとの連携を図りながら行う。

### ④ 市民への周知

広報等を利用し、逆ダケの存在を広く市民に周知し、逆ダケの保護意識の高揚に努める。



- 園路 (主)    — 園路 (副)    ● 照明灯    ■ 管理棟    ◐ 広場    ■ 駐車場
- ベンチ    L 石碑    ● 既存樹木    — フェンス    ■ 緩衝地帯



天然記念物「烏屋野逆ダケの藪」整備計画図

## 第5章 管理手法の確立に向けて

### 第1節 調査・観察の必要性

逆ダケの藪を健全な状態で維持していくためには、通常の竹林管理だけではなく、逆ダケの発生を助長するような管理をしていく必要がある。しかしながら、現状では、逆ダケの発生機構は全くわかっておらず、また、逆ダケの発生実態も十分にはとらえられていない。そこで、竹林の管理手法を検討する上でも、まず、逆ダケの発生状況を十分に把握することがその第一歩となる。情報を蓄積することによって、逆ダケの生態を明らかにし、それに応じた管理手法を確立していくことが必要である。

### 第2節 調査・観察内容

#### 1 逆ダケ発生場所の記録

現状では、逆ダケの藪に典型的な逆ダケは少ない状態であるが、まだ発生の実態が十分に把握できていないと言えない。そのため、今後も逆ダケの発生を確認する努力を続けなければならない。

そのために、藪のパトロールの際には、逆ダケの発生状態に関する観察を続け、記録していく必要がある。具体的には、顕著な逆ダケの発生を確認した際には、①目印となるテープなどを巻き付け、発生場所を記録する、②写真撮影をする、③逆ダケの太さ・長さ、枝の状態などを記録する、④翌年以降その付近に新たな逆ダケの発生が見られるかどうかの確認をする、などの観察を行う必要がある。この際、発生場所を記録するためには、逆ダケの藪の内部の地図を作製し、藪の中での位置が確認できるような目印杭などを整備する必要がある。

また、今後藪の内部が整備され、一般来訪者が通行できるようになった後には、来訪者に逆ダケの探索に協力を求めることも可能であろう。例えば、逆ダケの簡単な説明と藪の地図を用意しておき、来訪者はその地図を手にとって藪の中を散策してもらう。逆ダケを見つけた際にはその地図に場所を書き込んで貰って、帰る際に、あらかじめ設置しておいた「情報ポスト」にその地図を入れていってもらう。パトロールの際などに、その情報を回収して、それをもとに上記のような観察を行う。また、こうして得られた情報を、掲示板や広報に掲示することによって、逆ダケに関する関心を高めることにも役立つと思われる。これは、一例であるが、様々なやり方を工夫して、

一般の人たちの関心を高めながら、逆ダケの記録が蓄積するようにすべきである。

## 2 発生状況の継続調査

逆ダケの管理手法を確立するためには、逆ダケの生態に関する基礎的な情報を蓄積していく必要がある。そのために、2004年に設置された調査区（a～d区：P24図4）を継続調査区として、調査・観察を続けていく。

具体的な調査項目は以下のような点である。

### (1)逆ダケ発生の経年変化の観察

毎年、筍の伸長が終わった後に（7月後半）、当年生の稈全てにラベルを付け、発生位置を図面上に記録し（P27図6参照）、太さ（地際直径）・高さを測定する。この際、逆ダケかどうかを判別し、逆ダケと普通竹とで異なった色のラベルを付けることとする。こうした観察を続けることにより、逆ダケの平面的な広がりを把握することができる。

### (2)筍の発生時期の観察

(1)の調査に先立ち、一部の調査区（例えば、a区とb区）で、逆ダケと普通竹で筍の発生時期に違いがあるかどうかを観察する。

具体的には、

調査時期：6月初旬から7月下旬まで、10日から2週間程度の間隔で。

調査内容：各調査時点で、発生していた筍にラベルをつけ、位置を記録する。

筍の伸長が終わった7月下旬に、それぞれの稈の太さ（地際直径）と高さを測定し、逆ダケかどうかを判別する。

留意事項：筍の発生期は、タケにとっては微妙な時期なので、できるだけ筍に直接触れないように気を付けて調査する必要がある。

### (3)稈の生死の確認

逆ダケと普通竹の稈の寿命を明らかにするために、春（5月）、夏（7月下旬）、秋（10月か11月）に、調査区内の全ての稈をチェックして、枯れた稈の番号を記録する。この調査により、逆ダケと普通竹の稈の寿命に違いがあるかどうかを把握することができる。なお、枯れ竹については時期を決めて、伐除する。

## 3 間伐試験

逆ダケのように「枝垂れる」という性質は、光を求めるという点から考えると群



落内で生存していくためには有利な形質だとは思われない。逆ダケにしても、周囲に普通の枝を持ったハチクが繁茂していると、その生育状況は悪化する可能性がある。そこで、逆ダケの藪の管理方法を考えるために、普通竹の密度を下げる（間伐する）ことによって、逆ダケの生育環境が改善され、生育状況が良くなるかどうかを明らかにするための実験を行う。

間伐：2004年10月19日に、上記の継続調査区のうち、b区とd区において、普通竹の半数を伐採し除去した。また、今後も発生した竹のうち、逆ダケはそのままとし、普通竹のうち、半数を除去する間伐を続ける。

観察内容：上記(1)~(3)の調査を行い、間伐区（b, d区）と無間伐区（コントロール区；a, c区）とで、逆ダケの生育状況に変化があるかどうかを観察する。

間伐区と無間伐区との比較により、今後の竹林の管理方法を考える材料が提供されるものと思われる。通常の竹林であれば管理方法は確立していると考えられるが、逆ダケのような特殊な竹が混在している竹林の管理については、こうすればよいという方法は確立していない。手を加えながら、様子を見てその後の管理方法を検討していく必要がある。そのためにも、このような実験的手法を導入していくことが重要である。また、今後、この竹林を一般開放して、多くの人々に見てもらおう際にも、「動的展示」材料として、伐採実験とその後の推移自体を人々に示していくことの意義は大きいであろう。

### 第3節 実施体制

このような調査・観察を実施するにあたって、専門家が関与し続けることは大変重要なことである。しかしながら、具体的な調査内容やその調査データのとりまとめなどについては、関心をもって取り組む意識さえあれば、一般の人でも（また、中学や高校生でも）十分可能な内容である。また、継続的な観察は、頻繁に観察にかようことのできる地元の方々を中心になることが望ましい。そのためにも、逆ダケに関する関心を高め、一般ボランティアや地元中高生などを中心としたグループを育成し、行政・専門家と共に、調査・観察を継続していく体制を作ることが必要である。

## 〈参考資料〉

○文化財保護法（昭和25年5月30日，法律第214号）

### 第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は，文化財を保存し，且つ，その活用を図り，もつて国民の文化的向上に資するとともに，世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは，次に掲げるものをいう。

- 1 建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解

のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

- 4 貝塚，古墳，都城跡，城跡，旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの，庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地，繁殖地及び渡来地を含む。），植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

- 5 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

### 第4章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出，指示及び命令）

第57条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について，その調査のため土地を発掘しようとする者は，文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて，発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし，文部科学省令の定める場合は，この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(昭29法131・昭43法99・昭50法49・平11法160・一部改正)

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(昭29法131・追加、昭43法99・昭50法49・平11法87・一部改正)

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法

人で政令の定めるもの（以下この条及び第57条の6において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前4項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて

行うものとする。

(昭50法49・追加, 平11法160・一部改正)

## 第5章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第69条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基く占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到

達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基く占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(昭29法131・昭43法99・昭46法88・平11法87・平11法160・一部改正)

(仮指定)

第70条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5号までの規定を準用す

る。

(昭29法131・昭43法99・平11法160・一部改正)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第70条の2 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第69条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当つては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(昭29法131・追加、昭43法99・昭46法88・平11法160・一部改正)

(解除)

第71条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がある場合

その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第69条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同条同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第70条第1項の規定による仮指定が適当でない認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第69条第3項から第5項までの規定を準用する。

(昭29法131・昭43法99・平11法160・一部改正)

(管理団体による管理及び復旧)

第71条の2 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第74条第2項の規定により選任された管理の責に任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史

跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第69条第4項及び第5項の規定を準用する。

(昭29法131・追加、昭43法99・一部改正)

第71条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第69条第4項及び第5項の規定を準用する。

(昭29法131・追加、昭43法99・一部改正)

第72条 第71条の2第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第6章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない

ない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(昭28法213・昭29法131・昭43法99・平11法160・一部改正)

第72条の2 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

(昭29法131・追加)

第73条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

(昭29法131・昭37法140・昭50法49・一部改正)

第73条の2 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

(昭29法131・追加)

(所有者による管理及び復旧)

第74条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当るものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当る所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該史跡名勝天然記念物の管理の責に任ずべき者（以下この章及び第六章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

(昭29法131・一部改正)

第75条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第72条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第四項及び第72条第2項の規定を準用する。

(昭29法131・全改)

(管理に関する命令又は勧告)

第76条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第

3項の規定を準用する。

(昭29法131・昭43法99・一部改正)

(復旧に関する命令又は勧告)

第77条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

(昭29法131・昭43法99・一部改正)

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第78条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

1 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。

2 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失

し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られる虞のある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(昭29法131・昭43法99・一部改正)

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第79条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第73条の2及び第75条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第76条第2項で準用する第36条第2項、第77条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(昭29法131・一部改正)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第80条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について



は影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第70条の2第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(昭29法131・昭43法99・昭50法49・平8法66・平11法87・平11法160・一部改正)

(関係行政庁による通知)

第80条の2 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第99条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(昭50法49・追加、平8法66・平11法87・一部改正)

(復旧の届出等)

第80条の3 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第80条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧

に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(昭29法131・追加, 昭43法99・一部改正, 昭50法49・旧第80条の2繰下・一部改正, 平11法160・一部改正)

(環境保全)

第81条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第80条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(昭29法131・昭37法140・昭43法99・昭50法49・一部改正)

(管理団体による買取りの補助)

第81条の2 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第

3項並びに第42条の規定を準用する。

(昭50法49・追加)

(保存のための調査)

第82条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

(昭29法131・昭43法99・一部改正)

第83条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、且つ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当る者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。但し、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼす虞のある措置は、させてはならない。

1 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

2 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

3 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られる虞のあ

るとき。

4 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(昭29法131・昭37法140・昭43法99・昭50法49・一部改正)

#### 第7章 罰則

(刑罰)

第106条 第44条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

(昭43法99・昭50法49・平8法66・一部改正)

第106条の2 第56条の13の2の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

(平14法82・追加)

第107条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処す

る。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(昭29法131・昭50法49・平8法66・一部改正)

第107条の2 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(昭29法131・追加、昭50法49・平8法66・一部改正)

第107条の3 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

1 第43条又は第80条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

2 第57条の5第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような

行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者  
(昭50法49・追加, 平8法66・平11法87・一部改正)

第107条の4 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

1 第39条第3項(第101条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

2 第58条第3項(第101条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

3 第78条第2項(第101条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

(昭50法49・追加, 平8法66・一部改正)

第107条の5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前5条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。  
(昭29法131・追加, 昭50法49・旧第107条の3繰下・一部改正)

(行政罰)

第108条 第39条第1項(第47条第3項(第56条の14で準用する場合を含む。), 第78条第2項, 第101条第2項又は第102条第2項で準用する場合を含む。), 第49条(第56条の16で準用する場合を含む。))又は第100条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30万円以下の過料に処する。

(昭29法131・昭50法49・平8法66・一部改正)

第109条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の過料に処する。

1 正当な理由がなくて、第36条第1項(第56条の14及び第95条第5項で準用する場合を含む。))又は第37条第1項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

2 正当な理由がなくて、第76条第1項(第95条第5項で準用する場合を

む。)又は第77条第1項の規定による  
史跡名勝天然記念物の管理又は特別史  
跡名勝天然記念物の復旧に関する文化  
庁長官の命令に従わなかつた者

(昭29法131・昭43法99・昭50法49・平8法  
66・一部改正)

第110条 次の各号の一に該当する者は、  
10万円以下の過料に処する。

1 正当な理由がなくて、第45条第1項  
の規定による制限若しくは禁止又は施  
設の命令に違反した者

2 第46条(第56条の14で準用する場  
合を含む。)の規定に違反して、文化庁  
長官に国に対する売渡しの申出をせ  
ず、若しくは申出をした後同条第5項  
(第56条の14で準用する場合を含む。)  
に規定する期間内に、国以外の者に重  
要文化財又は重要有形民俗文化財を譲  
り渡し、又は同条第1項(第56条の14  
で準用する場合を含む。)の規定によ  
る売渡しの申出につき、虚偽の事実を  
申し立てた者

3 第48条第4項(第51条第3項(第56  
条の16で準用する場合を含む。)及び  
第56条の16で準用する場合を含む。)  
の規定に違反して、出品若しくは公  
開をせず、又は第51条第5項(第51条  
の2(第56条の16で準用する場合を含  
む。)、第56条の15第2項及び第56条の  
16で準用する場合を含む。)の規定に

違反して、公開の停止若しくは中止の  
命令に従わなかつた者

4 第53条第1項、第3項又は第4項の  
規定に違反して、許可を受けず、若し  
くはその許可の条件に従わないで重要  
文化財を公開し、又は公開の停止の命  
令に従わなかつた者

5 第54条(第56条の17及び第95条第5  
項で準用する場合を含む。)、第55条、  
第56条の2の10、第82条(第95条第5  
項で準用する場合を含む。)又は第83  
条の規定に違反して、報告をせず、若  
しくは虚偽の報告をし、又は当該公務  
員の立入調査若しくは調査のための必  
要な措置の施行を拒み、妨げ、若しく  
は忌避した者

6 第57条第2項の規定に違反して、発  
掘の禁止、停止又は中止の命令に従わ  
なかつた者

7 正当な理由がなくて、第81条第1項  
の規定による制限若しくは禁止又は施  
設の命令に違反した者

(昭29法131・昭43法99・昭50法49・平6法  
97・平8法66・平11法87・一部改正)

第111条 次の各号の一に該当する者は、  
5万円以下の過料に処する。

1 第28条第5項、第29条第4項(第  
56条の11第2項で準用する場合を含  
む。)、第56条第2項(第56条の17で準  
用する場合を含む。)、第56条の2の3

第5項又は第56条の2の11の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

2 第31条第3項（第56条の2の4第4項、第56条の12及び第74条第2項で準用する場合を含む。）、第32条（第56条の2の4第4項、第56条の12及び第75条で準用する場合を含む。）、第33条（第56条の12、第73条の2、第75条及び第95条第5項で準用する場合を含む。）、第34条（第56条の12及び第95条第5項で準用する場合を含む。）、第43条の2第1項、第56条の2の5、第56条の2の7第1項、第56条の5、第56条の13第1項、第56条の15第1項本文、第57条第1項、第57条の5第1項、第72条第2項（第75条及び第95条第5項で準用する場合を含む。）又は第80条の3第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

3 第32条の2第5項（第34条の3第2項（第56条の14で準用する場合を含む。）、第56条の2の4第4項、第56条の2の6第2項及び第56条の12で準用する場合を含む。）又は第72条第4項の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧の

ため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

（昭29法131・昭43法99・昭50法49・平8法66・平11法160・一部改正）

第112条 削除

（昭29法131）

天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」保存管理計画報告書

平成17年3月発行（非売品）

編集・発行

新潟市教育委員会

（新潟市総務局国際文化部歴史文化課）

〒951-8550

新潟市学校町通1番町602番地1

TEL 025 (228) 1000（代表）

印刷

（株）太陽印刷所

〒950-0985

新潟市和合町2丁目4番18号

TEL 025 (382) 7651